

返済困難者相談支援の手引き

令和6年6月

大阪府商工労働部中小企業支援室金融課

目次

1	相談対応の基本的姿勢	P.	1
2	相談対応時のチェックリスト	P.	3
3	債権回収について	P.	10
4	支払督促について	P.	11
5	民事訴訟について	P.	12
6	債務整理の手法について	P.	13
7	時効について	P.	34
8	相続について	P.	41
9	ヤミ金融業者への対応について	P.	44
10	家計管理について	P.	50
11	依存症について	P.	68
12	用語・法令・関係機関の索引	P.	74

1 相談対応の基本的姿勢

●バ이스ティックのケースワーク7原則(※)～対人援助者の基本姿勢～

- ① 個別化＝相談者とその世帯が持つ、それぞれの事情を尊重する。
- ② 自己決定＝相談者自身が選択し決定する。相談員の役割は、相談者が自己決定できるよう支援すること。
- ③ 受容＝相談者の言動や態度などをありのままに受け入れるという姿勢が大切。
- ④ 非審判的態度＝相談者自身の考えや価値観を尊重すること。相談員は自分の価値観で相談者を批判しないこと。
- ⑤ 意図的な感情表現＝相談者が自身の感情を素直に表現できるよう、意図的に働きかける。
- ⑥ 統制された情緒的関与＝相談者の訴えや感情をくみ取り、共感を持って理解しようと努める。相手の感情を理解するとともに、相談者自身の感情も理解し統制することも必要。
- ⑦ 秘密保持＝相談者との信頼関係を築いていく基礎となるもの。

※アメリカの社会福祉学者バ이스ティック氏が提唱する定義。

●自己覚知の必要性～まずは相談員が自分自身を理解する～

「自己覚知」とは、相談員自身が自分のものの見方や考え方について、自覚をすることをいう。相談員もそれぞれの生活歴を持った一個人であり、一人一人に固有の価値観やものの見方の偏りがある。それらのクセや偏りを自覚することで、相談員が相談者に抱きやすい偏見を抑えることができ、相談者をありのままに受容し、理解することができる。

●エンパワメントとストレンクスという視点

多くの相談者は、自分だけでは解決困難な状況の中で無力感を抱えている。相談員は、要保護者自身の「エンパワメント」を引き出す支援をする必要がある。「エンパワメント」とは、個人が自分の問題や課題を自分自身で解決できる力や能力のことで、それらの力を獲得させていく、甦らせていく過程が、相談員による援助過程とも言える。

エンパワメントの獲得には、相談者の問題、弱点や短所等ばかりにとらわれるのではなく、相談者の持っている強みや長所（ストレンクス）に着目し、それらを積極的に活用していく視点が必要。また、ストレンクスは、相談者自身のみではなく、相談者を取り巻く家族、地域、社会資源などの中にも見つけることができる。

相談者の抱えている問題や課題は非常に深刻なものも多く、相談員自身も自分自身の無力感にとらわれることがある。そんな時、「エンパワメントとストレンクス」という視点から見直してみると、問題解決の糸口が見えることがある。

●初回相談の留意点

債務相談は、「借金」を抱えた相談者の心情を思い至るという作業を行うところからはじまる。多くの相談者は、自分なりにいろいろ対処したがうまくいかなかった。こうなったのは自分の責任と自分を責め、疲れていることも多い。無力感に取りつかれていたり、こうなったのは社会のせいだと怒っている場合もある。

相談者は、このように混乱し、さまざまな感情を抱えた状態で相談をしてくる。相談員は、このような相談者の心情を受け止め、場合によっては、相談者がうまく表出できない感情をくみ取り、相談者の抱えている問題や課題を理解していく必要がある。初回相談を上手に運ぶことで、相談者との信頼関係が生まれ、以後の援助過程がスムーズに進む。

○「聴く（耳を傾ける）」ことの重要性

前述のとおり、相談者は混乱していることが多い。相談者の感情を受け止めることも大事ではあるが、それ以上に、事実を客観的に捉える必要がある。相談者の周りで何が起きているのかを相談者自身に語らせ、受容的な態度でもって、傾聴に徹することが必要である。

○「訊く（たずねる）」ことの重要性

相談者の説明を丁寧に聞き取る中で、つじつまの合わないこと、相談員が理解できないこと、疑問に思うことをその都度訊き、相談者にフィードバックを繰り返すことで事実関係を整理していくことが必要である。客観的事実なしに適切な助言はできない。

●記録作成の留意点

○相談記録作成は大切な業務

記録は、相談員が相談者とのどのようなやりとりが行われたかを示す「客観的な資料」であり、「行政文書」である。したがって、客観的な事実と主観的な事柄を混同しないこと、誰が見てもわかりやすい文書とすることが必要である。

また、業務復命（上司への報告と承認）という大切な位置づけもある。

○記録作成のポイント

- ・記録は相談受理後、原則として当日内に作成する。相談受理時間の関係で、当日中に作成できない場合は、翌業務日の午前中を目処に作成する。溜め込まないこと。
- ・記録は簡単に要点をまとめて書くようにすること。

- ① いつ
- ② 誰が
- ③ 何をどうしたか（何がどうだったか）
- ④ 相談員はどう判断し、どう助言したか。

- ・相談員の主観や感情を「ダラダラ」と記載しない。相談者の主訴、客観的事実と相談員の助言内容を整理して記載する。
- ・不必要な個人情報に記載しない。

2 相談対応時のチェックリスト

1 どなたについてのご相談ですか

- 本人 家族（配偶者・父・母・子・兄・弟・姉・妹・その他親族）
 友人・知人 その他（ ）

2 債務者は誰ですか

- 本人 家族（配偶者・父・母・子・兄・弟・姉・妹・その他親族）
 友人・知人 その他（ ）

3 債務状況について

- 把握している

借入先	借入 年月日	借入額(円)	残額(円)	金利(%)	月返済額(円)	用途
合計						

* 毎月の借金(住宅ローン含む)の返済額が月収の30%を超えている場合 ⇒

* このままでは借金が重なっていくと予想される場合 ⇒

* 平成19年以前の借り入れがある場合は、『過払い金』の可能性あり。

法的整理の提案

- 把握していない（よく分かっていない）

・ 自分の借入状況を以下の信用情報機関で確認することができる。

・ 債務者が相談者以外の場合は、相談者から債務者に以下の指定信用情報機関を伝えてもらう。

㈱日本信用情報機構（JICC）【主な会員：消費者金融会社、クレジット会社など】

- ☎ 0570-055-955 オペレーター対応（月～金（土日祝日年末年始除く）10時～16時）
- 開示手続き：スマートフォン・郵送・窓口にて受付（手数料必要）
- 窓口：大阪市西区阿波座1-12-17 PMO 四ツ橋本町4階

㈱シー・アイ・シー（CIC）【主な会員：信販会社、クレジット会社など】

- ☎ 0570-666-414 オペレーター対応（月～金（土日祝日年末年始除く）10時～16時）
- 開示手続き：インターネット（パソコン・スマートフォン）・郵送にて受付
（手数料必要）

全国銀行個人信用情報センター【主な会員：金融機関など】

- ☎ 0120-540-558 携帯電話・PHS等からは、☎ 03-3214-5020
（月～金（土日祝日年末年始除く）9時～12時、13時～17時）
- 開示手続き：インターネット（パソコン・スマートフォン）・郵送にて受付
（手数料必要）

4 滞納状況について

なし

あり

【内 訳】

家賃

⇒・家主又は保証会社と家賃の分割払いなどについて話し合っているのかを確認。話し合っていない場合は、早急に行くよう助言。

住宅ローン

⇒・金融機関と返済計画の変更などについて話し合っているのかを確認。話し合っていない場合は、早急に行くよう助言。

・3か月以上滞納すると金融機関が保証会社に代位弁済を求める。

税金（府・市民税）

⇒・市町村の納税担当課等と分割払いなどについて話し合っているのかを確認。話し合っていない場合は、早急に行くよう助言。

・状況に応じて、相談窓口から納税担当課へ繋ぐことを検討。

健康保険料・年金保険料

⇒・市町村の健康保険担当課等と分割払いなどについて話し合っているのかを確認。話し合っていない場合は、早急に行くよう助言。

・状況に応じて、相談窓口から健康保険担当課へ繋ぐことを検討。

公共料金（電気・ガス・水道など）

⇒・事業者と分割払いなどについて話し合っているのかを確認。話し合っていない場合は、早急に行くよう助言。

借金（金融機関・消費者金融など）

⇒・滞納額を確認。

・裁判所から**支払督促**が届いている場合は、債務者が**2週間以内に異議の申立て**をしなければ、裁判所は債権者の申立てにより、支払督促に仮執行宣言を付さなければならず、債権者はこれに基づいて強制執行の申立てをすることができる。

・**訴状が届いている場合は、《無料法律相談》を活用し、法律専門家に相談**するよう助言。

《無料法律相談》

(1) 市町村で実施している無料法律相談

- ・市町村の市民相談窓口担当課等で予約受付

(2) 法テラス（日本司法支援センター）

- ・法テラス大阪 ☎0570-078329 予約受付：月～金 9時～17時 ※土曜相談あり
- ・法テラス堺 ☎0570-078331 予約受付：月～金 9時～17時

『民事法律扶助』…経済的に余裕がない方への無料法律相談と弁護士・司法書士費用等を立替える制度です。（費用立替制度には書面審査があります。）

●収入・資産が一定額以下の方がご利用いただけます。

基準	単身者	2人家族	3人家族	4人家族
収入（手取り月収）	182,000 円以下 (200,200 円以下)	251,000 円以下 (276,100 円以下)	272,000 円以下 (299,200 円以下)	299,000 円以下 (328,900 円以下)
資産（預貯金等）	180 万円以下	250 万円以下	270 万円以下	300 万円以下

※5人家族以上は、1人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。

- ① 原則、ご本人と配偶者の収入・資産を合計した金額で判断します。
- ② ()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。
- ③ 医療費・教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。
- ④ 家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の限度額の範囲内でその全額が上記収入基準額に加算されます。

収入基準に加算できる額	41,000 円	53,000 円	66,000 円	71,000 円
-------------	----------	----------	----------	----------

(3) 大阪弁護士会総合法律相談センター

○『総合法律相談センター（西天満）』

- ・☎06-6364-1248（予約受付） ・月～金 9時～17時、土 10時～15時30分
※平日夜間、土曜相談あり

○『なんば』 ・☎06-6645-1273（予約受付） ・月～金 9時～12時、13時～20時
※平日夜間、土日相談あり

○『堺』 ・☎072-223-2903（予約受付） ・月～金 9時～12時、13時～17時

○『岸和田』 ・☎072-433-9391（予約受付） ・月～金 9時～12時、13時～17時
第2金曜日、第3、4火曜日は定休日

○『谷町』 ・☎06-6944-7550（予約受付） ・月～金 10時～12時、
13時～16時45分

大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」

- ・☎06-6364-1251 電話相談無料／月～金（土日祝除く）

13時～16時 ※出張相談にも対応

(4) 大阪司法書士会

○『司法書士総合相談センター（北・堺・泉佐野）』

- ・☎06-6943-6099（予約受付） ・月～金 10時～16時

○『司法書士総合相談ホットライン』

- ・☎06-6941-5758（予約受付） ・水 13時30分～16時30分

《多重債務無料相談》

(1) 市町村で実施している多重債務相談

- ・市町村の市民相談窓口担当課等で予約受付

(2) 近畿財務局で実施している無料法律相談

- ・『多重債務無料相談窓口』

・ ☎06 - 6949 - 6523 ・ 月～金 9時～12時 13時～17時

※面談または電話で借金問題に関する相談に応じます

(面談の場合は要予約)

(3) 公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 大阪センター

- 『多重債務ほっとライン』

・ ☎0570 - 031640 (予約受付) ・ 月～金 10時00分～12時40分

06 - 6258 - 6773 (一般電話番号) 14時00分～16時40分

5 債務者の就業状況について

- 就業している

【内 訳】

- 自営業
- 会社員（正社員）・公務員等
- 契約社員・派遣社員等
- パート・アルバイト

- 就業していない

【内 訳】

- 求職中
- 学生
- 無職（主婦、年金生活など）
- 親からの仕送り
- 心身の問題などにより就業が難しい

⇒ ・市町村の生活保護の窓口、生活困窮者自立支援窓口への誘導を検討。

・法テラス（大阪・堺）を活用して、債務整理を行うことを検討。

- 高齢・病気などで就業が難しく、外出もままならない

⇒ ・以下の大阪弁護士会「ひまわり」を活用して、債務整理について相談することを助言。(P.5 参照)

- 生活保護受給

⇒福祉事務所 担当ケースワーカーに相談

生活保護費を債務の返済に充てることは認められていないため、債務整理（自己破産）を行うことをすすめる。

担当ケースワーカーに生活保護受給証明書を発行してもらい、

法テラスを活用して弁護士に手続を委任すれば、債務整理の費用はかからない。

6 収入状況について

収入あり

【内 訳】※手取りベース

給 与(月額_____円) 事業所得(月額_____円)

年 金(月額_____円) 各種手当(月額_____円)

収入なし

⇒・相談者が高齢者の場合は、市町村の生活保護の窓口もしくは生活困窮者自立支援窓口への誘導を検討

7 借金の背景について

生活費不足

⇒・家計簿を作成しているか（面談時は生活費を詳細に確認し、家計アドバイスへ）

失業・減収

⇒・転職、配偶者の稼働を確認。

病気・怪我 家族の介護

⇒・成年後見制度（裁判所が選任した後見人が、本人に代わって財産管理、身上監護を行う制度）の利用を検討すべきケースがある。

住宅ローン 教育費 ギャンブル・遊興費

⇒・P71の《依存症等相談機関》へ繋ぐことを検討。

その他（ _____ ）

8 債務整理の手法について（詳細はP13を参照）

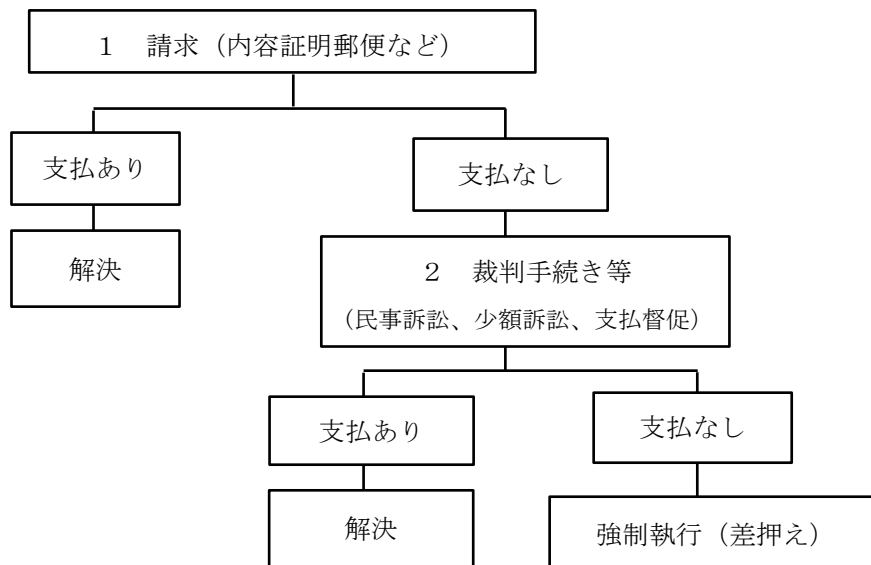
※費用は概算です

区分	任意整理	特定調停
裁判所の利用	なし	あり（簡易裁判所）
根拠法令	—	特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（特定調停法）
手続概要	<p><u>裁判所を利用せず、債権者と直接交渉し、分割払いにする方法</u></p> <p>※借入に利息制限法の法定金利を超える金利がついている場合はその超過部分又は利息自体の減額を求め、残った債務を長期の分割にて支払う。</p> <p>※専門家に依頼すると将来利息をゼロにし、原則3年で返済する和解案が多い。</p>	<p><u>裁判所が仲介役となり返済について話し合う方法</u></p> <p>※裁判所へ何回か足を運ぶ必要があるが、債権者との直接交渉は調停委員が行う。</p> <p>※概ね3～4年の返済計画を立てる場合が多い。</p> <p>※債権者の同意が得られないと、原則調停は成立しない。</p>
想定されるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>安定した収入があり</u>、返済額を減額・分割すれば今後計画的に返済が可能な場合。 ・過去に利息制限法上の法定金利を超える借金があり、完済又は長期の取引がある場合、過払い金の請求も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>確実に返済期間中は、返済が続けられること。</u> ・<u>安定した収入があり</u>、返済額を減額・分割すれば今後計画的に返済が可能な場合。 ・過去に利息制限法上の法定金利を超える借金があり、完済又は長期の取引がある場合、過払い金の請求も行う。
費用 ※費用が用意できない場合は、法テラスの民事法律扶助（費用立替）制度の利用を検討する。詳しくはHP等で確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き費用なし。 ・弁護士等に委任する費用 着手金1件につき2万円程度＋成功報酬（弁護士事務所により独自の算定基準に基づく）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続き費用。 業者1件につき、申立て手数料と郵便切手代で計1,000円程度。 ・弁護士等に委任する費用。 着手金1件につき2万円程度＋成功報酬（弁護士事務所により独自の算定基準に基づく）。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>法律専門家に委任した場合、債権者は取り立てができなくなる。</u> ・長期間の取引については、過払い金が発生する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>債権者は取り立てができなくなる。</u> ・<u>費用が安くて済む。</u>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・指定信用情報機関に登録され、一定期間新たな借入れやクレジットカードの作成が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定信用情報機関に登録され、一定期間新たな借入れやクレジットカードの作成が困難になる。 ・調停成立後、返済が途中で滞ると裁判所による差し押さえや強制執行になる事がある。 ・引き直し計算での債務の減額は可能だが、過払いがあっても返還交渉は、改めて自分で行うことが必要となる。

区分	民事再生	自己破産
裁判所の利用	あり（地方裁判所）	あり（地方裁判所）
根拠法令	民事再生法	破産法
手続概要	<u>裁判所の許可を得て、債務の大幅な減額を受け、再生計画に従い分割払いにより支払う方法。</u> <u>住宅資金特別条項を用いることにより、住宅を手放さずに債務整理ができる。</u>	<u>裁判所に申立てをし、債務を免責してもらう方法。</u> ※養育費、税金、罰金等は免除されない。 ※ギャンブル・遊興費の借金など免責不許可事由もある
想定されるケース	<ul style="list-style-type: none"> 安定した収入があり、返済額を大幅に減額すれば今後計画的に返済が可能な場合。 ＜給与所得者等再生と小規模個人再生がある＞ 住宅ローンは支払えるが他の返済ができない場合。 住宅ローン以外の債務が、5000万円以下に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 安定した収入が見込めない、或いは全くない場合。 返済ができない場合。
費用 ※費用が用意できない場合は、法テラスの民事法律扶助（費用立替）制度の利用を検討する。詳しくはHP等で確認。	<ul style="list-style-type: none"> 手続き費用 裁判所費用 3万円前後 個人再生委員選任の場合、別途 20万円程度必要 弁護士等に委任する費用 概ね 30万円前後 	<ul style="list-style-type: none"> 手続き費用 裁判所費用 3～5万円程度 処分財産がある場合は、20～50万円程度必要 弁護士等に委任する費用 概ね 30万円前後
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <u>債権者は取り立てができなくなる。</u> <u>債務額が大幅に減額される。</u> <u>住宅ローンがある場合、住宅を手放すことなく債務整理ができる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>債権者は取り立てができなくなる。</u> <u>債務が全額免責される。</u> <u>自由財産は手元に残すことができる。</u>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 指定信用情報機関に登録され、一定期間新たな借入れやクレジットカードの作成が困難になる。 官報への掲載あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定信用情報機関に登録され、一定期間新たな借入れやクレジットカードの作成が困難になる。 自宅があれば差し押さえの対象となる。 「決定」が出るまでの期間は、警備員や保険外交員等の資格制限がある。 官報への掲載あり。

3 債権回収について

1 一般的な債権回収の流れ



2 自力救済の禁止

売買契約・金銭消費貸借契約・賃貸借契約等の契約をしたものの相手方(債務者)が契約を履行しない場合債権者は、勝手に債務者の財産を処分して換金することはできない。これを自力救済の禁止という。これは法治国家の原則である。国家が、債権者に代わって債権者の権利の実現を図ることを強制執行という。強制執行をするためには債務名義が必要になる。債務名義の種類は下欄を参照。

3 債務名義の代表例

- ・確定判決…債権者が訴訟で勝訴し、不服申し立てができなくなったもの。
- ・仮執行宣言付判決…判決はまだ確定していないが、判決に仮執行宣言のあるもの。
- ・仮執行宣言付支払督促…仮執行宣言の付いた支払督促。
- ・執行証書…金銭債権について作成した公正証書。
- ・確定判決と同一の効力のあるもの…和解調書・調停調書・認諾調書・破産、再生手続き、確定した支払督促、更正手続き等で債権届けを認められたもの。

4 強制執行

強制執行手続は、勝訴判決を得たり、相手方との間で裁判上の和解が成立したにもかかわらず、相手方がお金を支払ってくれなかったり、建物等の明渡しをしてくれなかったりする場合に、判決などの債務名義を得た人(債権者)の申立てに基づいて、相手方(債務者)に対する請求権を裁判所が強制的に実現する手続である。

ex. 金銭債権…持っている財産(不動産・預金・給与債権・売掛金債権など)を差押えて、換価等をして債権者に配当する。

(執行の種類)

- ・不動産執行 ⇒ 不動産を競売等に掛けて換価し配当する。
- ・動産執行 ⇒ 債務者の所有物を差押えて、競売等により換価し配当する。
- ・債権執行 ⇒ 第三債務者に差押え命令を發して債権者に支払わせるなど。

4 支払督促について

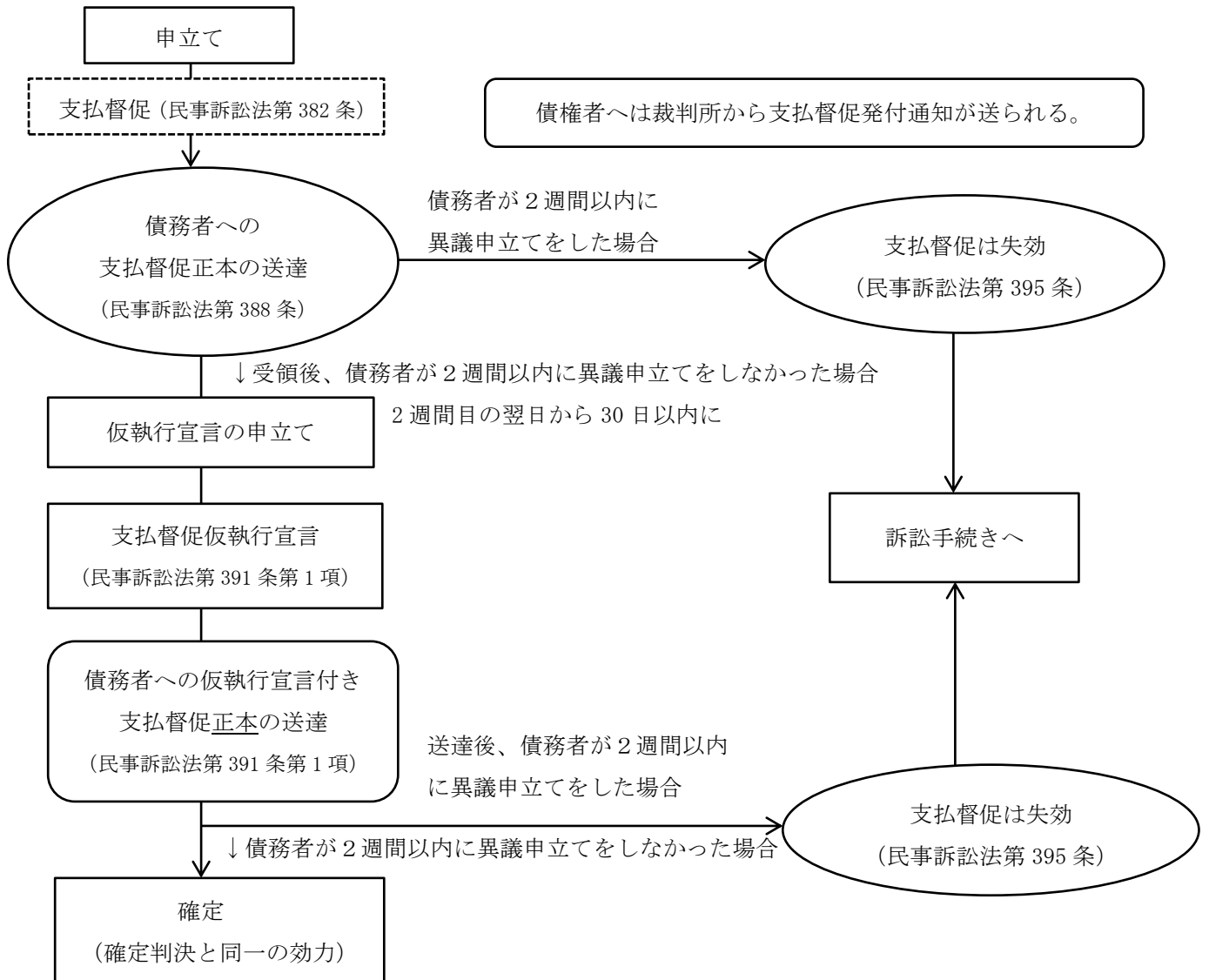
1 支払督促とは

支払督促とは、債務者を裁判所に呼び出さず、書面で審理し、証拠調べなしに債務者に支払を命ずるもの（民事訴訟法第 382 条以下）。支払督促の申立ては債務者の住所地を管轄する簡易裁判所。この支払督促に仮執行宣言が付されたものを仮執行宣言付支払督促という。

2 支払督促の申立て

債務者の住所地を管轄する簡易裁判所の書記官に申立てをする。申立てを受けた書記官はその申立てが適法なものかどうかについて判断する。その請求に却下される事由がなければ、支払督促を発令する。

3 支払督促の手続きの流れ



4 支払督促の効力

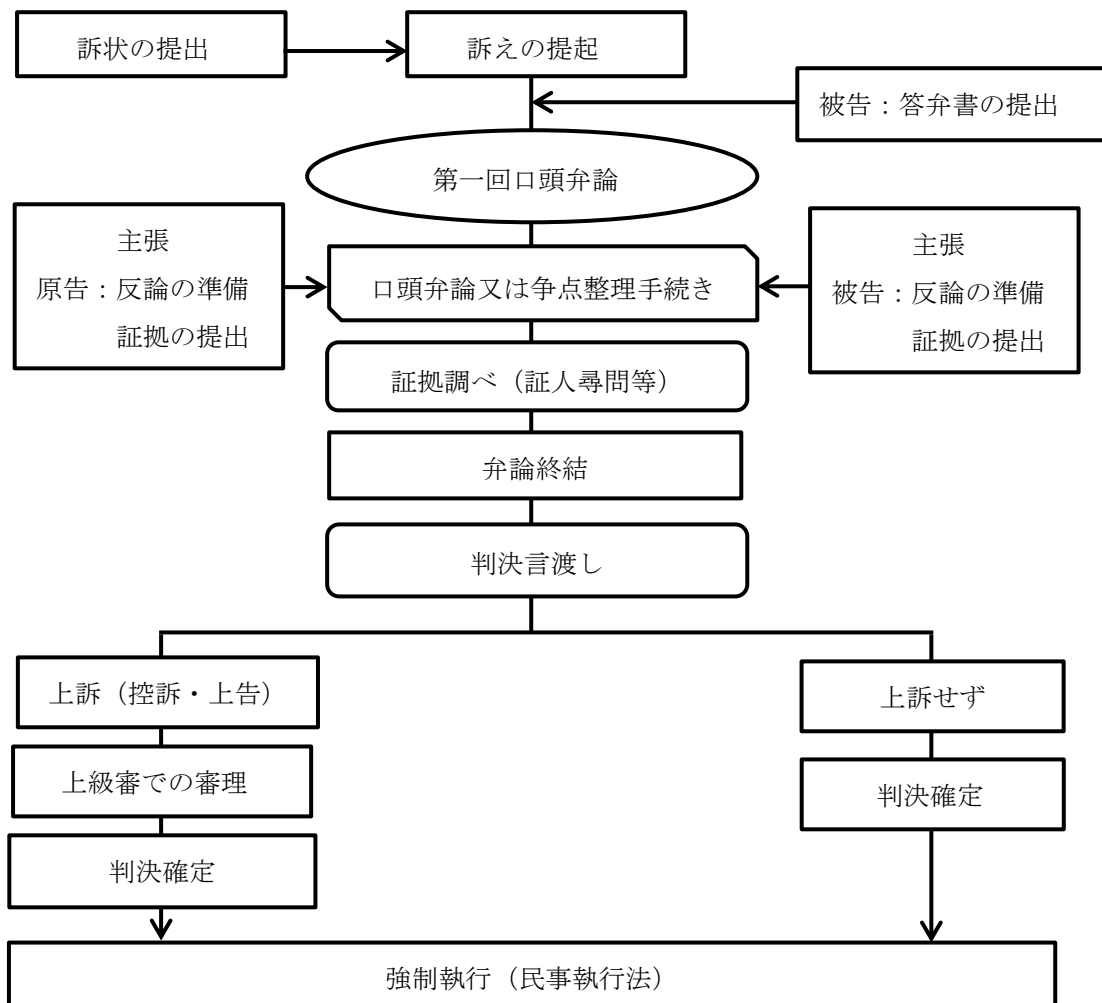
約 5 週間で確定判決と同じ効力、すなわち強制執行ができる。時効期間が 10 年に延長される効力を有する債務名義となる。支払督促は金銭請求しかできない。公示送達による送達を認めないため、債務者が行方不明の場合は通常訴訟によらざるを得ない。

5 民事訴訟について

1 民事訴訟とは

民事訴訟とは、国民どうしの間で紛争が起こった場合に、国家が保証する法的手続き、保護的制度のこと。

2 手続きの流れ



3 少額訴訟とは

少額訴訟とは、簡易裁判所において、訴額（請求金額）が60万円以下の金銭支払請求事件について、少額訴訟手続きによる審理及び裁判を求めることができる。（民事訴訟法第368条第1項）

- ・ 訴額の制限、60万円の中には利息・損害金は含まない
- ・ 少額訴訟手続きでは原則1回の口頭弁論期日だけで審理を完了し、直ちに判決が言渡される。裁判所に出頭するのは1日ですむ。そのため、当事者は口頭弁論期日前に、あるいは期日の当日にすべての主張、証拠を提出しなければならない。
- ・ 少額訴訟にするかどうかは、原告が選択権を有し、被告がこれに通常訴訟への移行を求めなかった（申述しなかった）場合に少額訴訟として処理される。
- ・ 被告は、口頭弁論期日以前に通常訴訟への移行を求めることができる。
- ・ 反訴の禁止（口頭弁論終結前に同じ裁判の中で、原告を相手として新たに提起すること）。
- ・ 電話会議の方法による証人尋問が可能。

6 債務整理の手法について

4つの債務整理方法のメリット/デメリット

【4つの手続きの比較】

	任意整理	特定調停	民事再生	自己破産
債権者の取立てをストップできる（※注1）。	△	○	○	○
指定信用情報機関の情報（延滞情報や法的整理を行った情報）に登録される。	原則載る（i）	載る	載る	載る
どういう時に利用できるか。	①引き直し計算により債務額が相当減るとき ②将来利息の減額あるいは返済計画の見直しにより支払いできるとき	①将来利息の減額あるいは返済計画の見直しにより支払いができるとき ②自ら債権者と交渉したくないとき	①支払不能になるおそれがあること ②安定収入 ③債務総額が5,000万円以下	支払不能のとき
交渉の仕方、解決案を自由に決定できる。	自由	やや自由	手続法定	手続法定
債権者に手続参加を強制できる。	できない	一部できる	できる	できる
法律専門家に委任しなくても利用できる。	可能	可能	難	やや難（ii）
手続き中の債権者の差押えを止める手立てがある。	無	有	有	有
債務者が決定・合意後に返済を怠った場合、債権者は直ちに強制執行の申立てが可能になる。	ならない	なる	なる	—
官報に公告される（不特定多数に知られる。）。	されない	されない	される	される
過払金がなくとも債務が免除あるいは減額されることが手続き上法定されている（※注2）。	されて いない	されて いない	されて いる	されて いる
手続き中は就けない職業の有無。	無	無	無	有

(i) 債務者本人が交渉した場合と代理人（弁護士等）に委任した場合とでは、信用情報の扱いが異なる場合がある。

(ii) 同時廃止事件の場合は、債務者本人による手続きが可能。

注1) 任意整理において弁護士や司法書士に交渉の代理を委任した場合には、その受任通知が債権者に到達することで債権者の取立行為が禁止される。

注2) 任意整理と特定調停においては、払い過ぎた利息を元本に充当できる範囲で減額交渉をするが、それ以上の減額は困難なケースが多いようである。

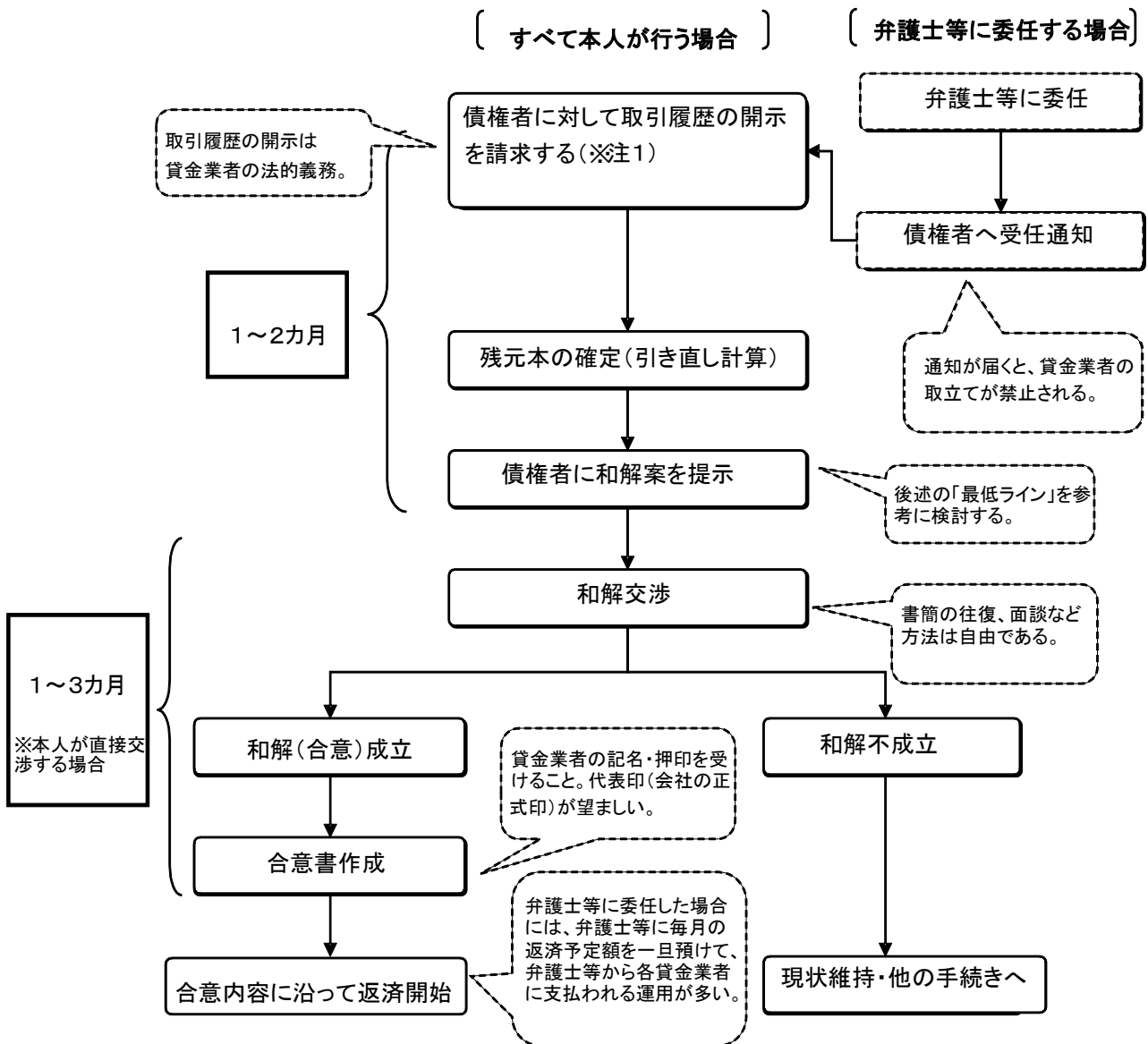
他方、個人再生では減額幅が法定されているため、過払い金の金額以上に減額が可能になる。破産においては債務がなくなる。

任意整理

(1) 任意整理とは

裁判所を利用せず、貸金業者等と直接交渉し、一括払い又は分割払いにする方法。将来利息を発生させずに現在の残高を分割にするケースが多いが、それまでの滞納について発生した遅延損害金も免除を得たり、逆に将来利息を一定程度支払うという内容で和解に至るケースもある。

(2) 任意整理手続きの流れ



注1) 本人が取引履歴の開示請求をする場合には、貸金業者からの「0円和解」の勧誘について相談者に注意喚起すること。平成22年より以前に5~6年以上取引実績がある場合には、過払い金が発生している可能性があるからである。

(3) 任意整理のポイント

① 「過払い金」とは？

「実際に支払った利息」と「引き直し計算」により制限利率に基づいて算出された利息に差額が生じ、それを残元本に充当してもなお、払い過ぎが生じている場合の金額をいう。

② 「過払い金」の発生する仕組み（利息制限法と出資法の関係）

- ・利息を定める法律には、「出資法」と「利息制限法」がある。
- ・利息制限法に定める利息は、昭和 29 年以降、貸付元本の額により 15～20%であるが、出資法に定める制限利息は段階的に引き下げられた経緯がある。
- ・かつては、出資法と利息制限法の間金利は、「一定の要件を満たした場合は適法」であったため、出資法の上限金利までで約定利率を定めることが多かった（2つの法律の間金利を一般に「グレーゾーン金利」という。）。
- ・この「一定の要件を満たしている」かどうか、裁判で争われることが多く、平成 18 年に最高裁で要件を非常に厳しく制限する判決が出たことから、事実上、利息制限法を超える利息での契約が認められなくなった。
- ・なお、「一定の要件を満たしている場合に適法」という規定（みなし弁済規定）は、平成 22 年 6 月 18 日の改正貸金業法完全施行を以って廃止となった（※注 2）。
- ・相談の現場では、返済困難に陥った方の債務を減額し、また過払い金があった場合には、生活再建の原資にするため引き直し計算を利用している。

※平成 20 年頃から、利息制限法の範囲内での利息に変更した業者が多いため、過払いが生じるのは主に平成 20 年以前の取引分である。そのため、近年では、過払いが発生しないケースが多くなっている。（最終弁済日から 10 年で時効になることも注意が必要）

注 2) 旧貸金業規制法の「みなし弁済」の要件

- ① 貸金業者が、旧貸金業法第 17 条所定の事項（貸金業者の商号や住所、契約年月日、貸付金額、金利、返済方式等）を記載した契約書（17 条書面）を、貸付けの契約締結後、遅滞なく借りに交付したこと
- ② 貸金業者が、同法第 18 条所定の事項（契約年月日、貸付金額、返済金額と利息等）を記載した受取証書（18 条書面）を、弁済を受けた都度、直ちに借りに交付したこと
- ③ 借りが法定金利を超える金銭を利息としての認識で支払ったこと
- ④ 借りが法定金利を超える金銭を任意に支払ったこと

※判例は、契約書に「期限の利益喪失約款」が定められている場合には、債務者の支払いは「任意」とはいえないため、上記④を満たさないと判示している。

③ 「引き直し計算」とは？

「引き直し計算」とは、制限利率を超える約定利率で借入れをしていた場合に、その借入れ・返済の取引経過を制限利率に沿って再計算すること。

「引き直し計算」の基準となる制限利率（※注3）は、以下の通りである。

【利息制限法の制限利率】

元 本	利 率
10 万円未満	年 20%
10 万円以上 100 万円未満	年 18%
100 万円以上	年 15%

その結果、過払い金が発生したり、債務が大幅に減額できることがあり、債務整理の達成が容易になることがある。

注3)

●約定利率

貸金業者が契約上提示した利率を指す。

●制限利率

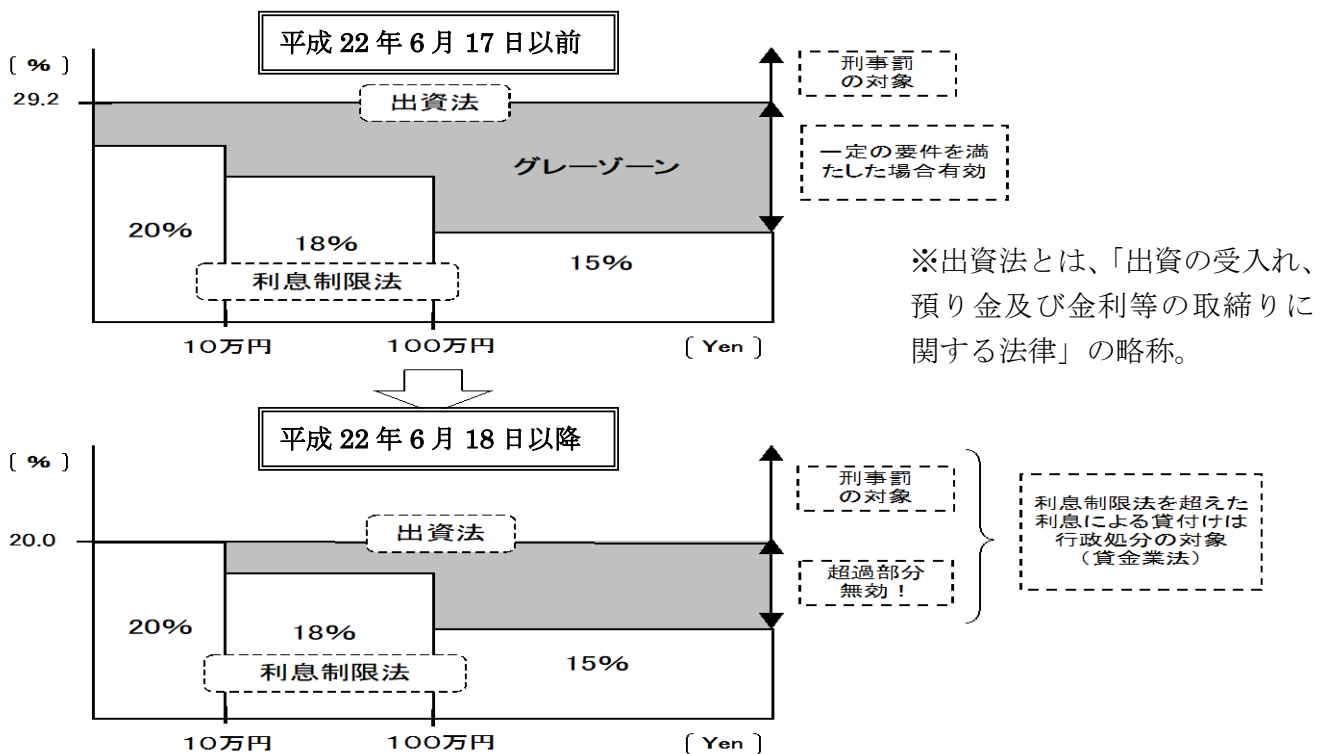
利息制限法ないし出資法で制限されている上限の利率を指す。上限利率ともいう。

●法定利率

約定利率を定めなかった場合に利息を請求する場合の利率。3年ごとに利率の見直しを行う緩やかな変動制。法改正時は年3%。（民法第404条）

参考文献の中には、文脈上、制限利率を「法定利率」と記載するものもあるが、本参考資料では、上記の区別の上で論じる。

【グレーゾーン】



④残高一括返済義務について

任意整理では、通常、分割払いで返済することで合意がなされる。つまり、債務者は、「あらかじめ約束した期限ごとに約束の金額を返済すれば、残りの借入金については、まだ返さなくてもよい」という支払猶予の利益を受けることになる。これを「期限の利益」という。

ところが、延滞することによって契約（合意）違反となり、債務者はこの利益を失うことになる。これを「期限の利益の喪失」という。このことは、合意書の条項にも記載されている（例：第〇条債務者が前条に定める分割金の支払いを2回分以上怠ったときは、債務者は当然に期限の利益を失い、その翌日から支払い済みに至るまで、前条の和解金の残元金に対し、年率18%の遅延損害金を付した金額を直ちに支払う）。

債務者が期限の利益を喪失すると、債権者は残高一括返済請求をすることが可能となる。もっとも、債権者は直ちに全額を請求してくるわけではなく、期限の利益を喪失する旨の記載がなされた督促状を送付し、債務者がそこで指定された期日（日数の猶予はほとんどない）までに滞納分を支払うことができなければ、債務者は実際に期限の利益を失い、残額を一括して返済しなければならない。

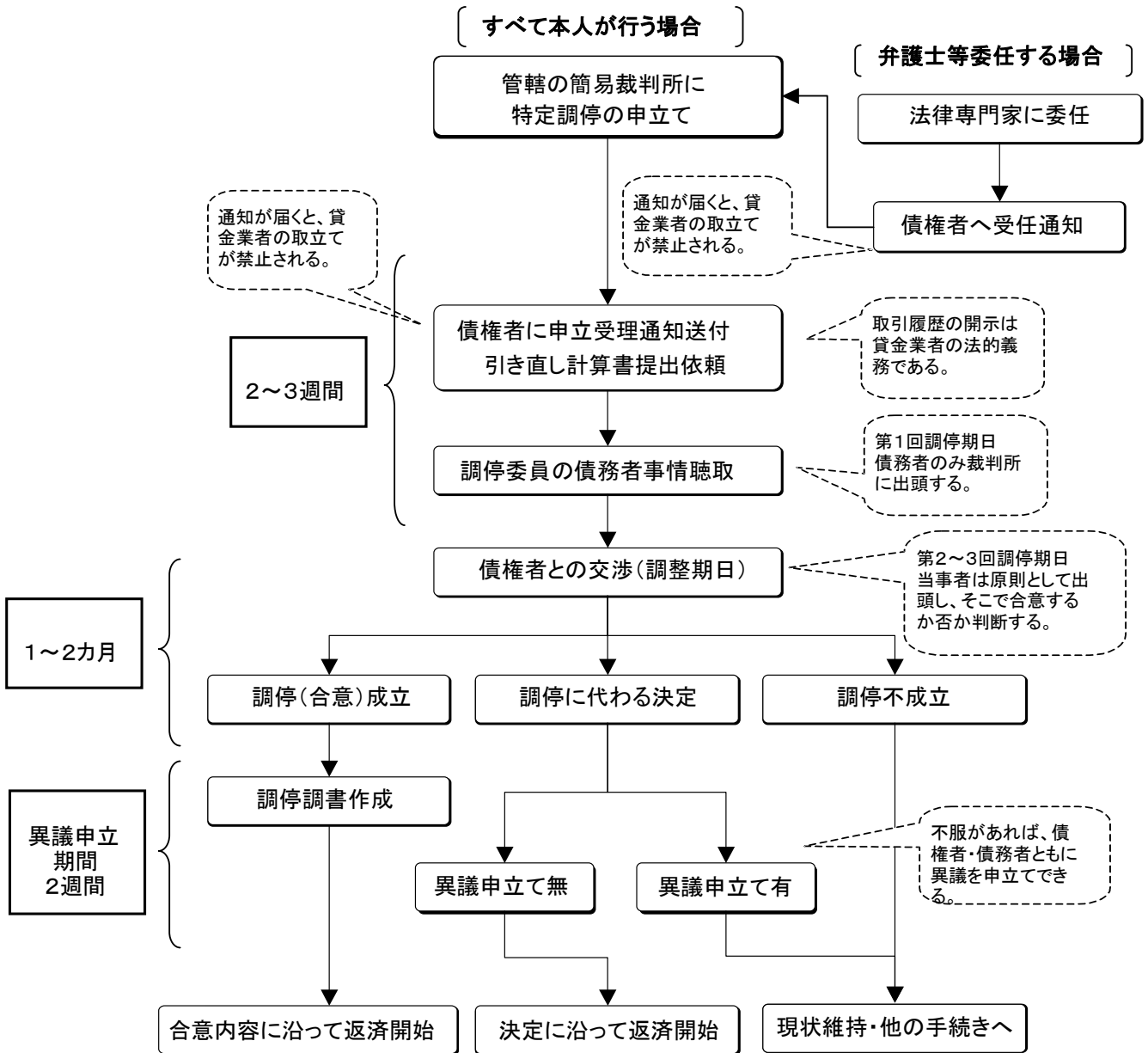
メモ

特定調停

(1) 特定調停とは

法律専門家ではなく、裁判所が仲介役となり返済について話し合う方法。

(2) 特定調停手続きの流れ



※特定調停を利用するのは、任意整理を試みたが、債権者と話し合いがまとまらない場合が多い。

(3) 特定調停のポイント

①取引履歴の開示命令

債務者が特定調停を簡易裁判所に申立てると、実務上、簡易裁判所は各債権者に対して、債務者との間の金銭消費貸借契約書の写しの提出や、取引履歴に基づく利息制限法所定の制限利率による引き直し計算書の提出を依頼している（特定調停法第12条（※注1））。

注1) 裁判所の提出依頼に対して、貸金業者が正当な理由がないにもかかわらず応じなかった場合、10万円以下の過料に処されることがある（特定調停法第24条1項）。
特定調停においては、これ以上の義務を貸金業者に課すことができない。

②管轄

・原則－債権者の本店所在地

特定調停は、原則として債権者の住所、居所、営業所もしくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所に申立てをする（民事調停法第3条）。

債務者は、まず債権者の所在地を確認し、その所在地を管轄する簡易裁判所を調べて申立てをする必要がある。貸金業者の所在地は、普段借入れをしている支店や自動契約受付機等がある営業所ではなく、その法人たる業者の商業登記簿上の「本店所在地」を指す。例えば、豊中市で生活する債務者が、近隣の自動契約受付機で契約をして借入れをしていたとしても、その業者の本店が東京にある場合には、原則として東京簡易裁判所に申立てをしなければならない。

・例外1－簡易裁判所の裁量（各債権者の本店所在地が異なる場合）

もっとも、借入先が複数あり、それぞれの業者の本店所在地が異なる場合には、関連事件として1つの簡易裁判所で取り扱われることがある（特定調停法第4条（※注2））。上記の例で言えば、貸金業者の1つが大阪市を本店とする場合には、他の業者が東京を本店とする場合でも、大阪簡易裁判所に申立てができる。

・例外2－簡易裁判所の裁量（各債権者の本店所在地が遠い場合）

上記の例で、全ての業者の本店が東京だった場合、原則として東京簡易裁判所が管轄することになる。しかし、それでは豊中市に住む債務者は調停期日のたびに東京に行かなければならず、あまりに負担が大きい。このような場合には、最寄りの簡易裁判所が申立てを受理する場合がある（特定調停法第4条）。したがって、事前に最寄りの簡易裁判所に受け付けるかどうかを問い合わせると良い。簡易裁判所の住所・連絡先は各地の裁判所一覧から検索できる。

注2) 特定調停法第4条

裁判所は、民事調停法第4条第1項ただし書の規定にかかわらず、その管轄に属しない特定調停に係る事件について申立てを受けた場合において、事件を処理するために適当であると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

③強制執行停止の申立て

債務者が、すでに何らかの原因により債権者から差押えなどの強制執行を受けている場合には、特定調停の申立ての際に、強制執行手続停止の申立てを併せて行うことができる（特定調停法第7条）。

例えば、強制執行により債務者の給与が差押えされたり、住居が競売にかけられてしまうと、債務者が継続して弁済をしていくことが困難になる可能性が高い。そうすると、特定調停が成立する見込みはほとんどなくなり、自己破産しか選択の余地がなくなる。そこで、特定調停を成立させ、債務者の意に沿った方法で経済的に再生できるように、特定調停の手続期間中、債権者の強制執行を停止することができる。特に、住居や給与に対する強制執行を停止させたい場合に有効である。

もっとも、強制執行の停止を裁判所に申立てる場合には、担保（金銭や保証人等）を提供する必要がある。通常、強制執行を停止させるためには、債権額の3割程度の担保が必要になるが、特定調停においては、各簡易裁判所の判断で5%程度に抑えたり、しばしば無担保で強制執行の停止が認められることがある。この点は、簡易裁判所との調整事項である。なお、担保として提供した金銭は後に返還される。

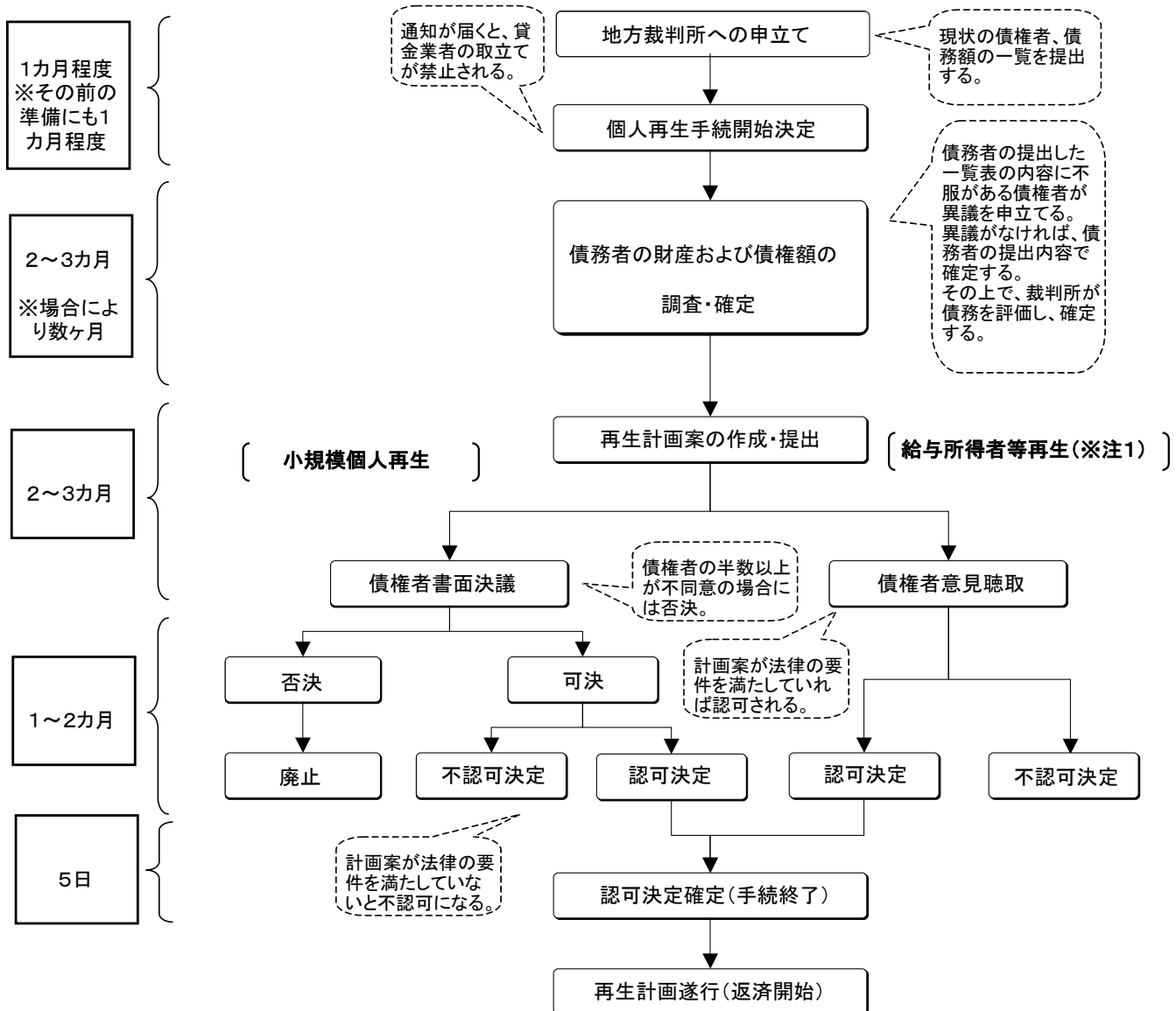
メモ

民事再生

(1) 民事再生とは

裁判所の許可を得て、債務の大幅な減額を受け、再生計画に従い分割払いにより支払う方法。

(2) 民事再生手続の流れ



注1) 給与所得者等再生においては、法律の求める条件を満たしていれば、債権者の意見に関わらず、債務者の提出した計画で債務整理ができる点が重要である。

一方で、過去7年間に破産や再生手続を利用したことがなく、サラリーマンのように収入が定期的かつ変動する可能性が少ない者でなければ利用できない。この条件を満たさないときは、小規模個人再生を選択する。

(3) 民事再生のポイント

- ・よく利用されるのは、小規模個人再生。
- ・給与所得者等再生は、債権者の同意を得る見込みが薄い場合に利用されることが多い。

【小規模個人再生と給与所得者等再生の違い】

《表1》

	小規模個人再生	給与所得者等再生
要件	① 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがあり、かつ、一定額を返済に充てられること	
	② 申立て時の再生債権の総額が5,000万円以下であること	
		③ 給与所得者など定期収入を得られる見込みのある者であること
		④ 給与所得の変動が小さいこと
		⑤ 過去7年間に破産等による免責を受けたことがないこと（※注2）
	①～②を満たすこと	①～⑤すべてを満たすこと
弁済額	(ア) 計画弁済総額	
	(イ) 清算価値	(ウ) 可処分所得基準額
	(ア) または (イ) のいずれか金額の大きい方	(ア)、(イ) または (ウ) のいずれか金額の大きい方
手続費用	30～70万円	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主でも利用できる。 ・世帯の人数に影響されない。 ・過去に免責を受けたことがあっても利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生計画が法律の要件を満たしていれば、計画に反対する債権者が過半数を超えていても再生計画が認可される。

注2) 小規模個人再生では、過去に破産等免責を受けたかどうかは要件とされていない（民事再生法第221条第5項と第239条第5項の比較）。なお、ここでいう「破産等」とは、以下の3つのケースをいう。

- ①破産法の免責（破産法第252条第1項）
- ②民事再生法の給与所得者等再生の免責（民事再生法第241条第1項）。
- ③民事再生法の「ハードシップ免責」（民事再生法第235条第1項）。

①返済額の決定方法について

民事再生では、法定の基準により算出された額まで債務を減額できる。現在の債務から8割程度カットされる場合もあるので、任意整理よりも大幅に債務を圧縮できる可能性がある。具体的にどの程度債務が減額できるかは、以下の基準による。

◆小規模個人再生を利用する場合

「最低弁済基準額」と「清算価値保障原則」の2つの基準がある。それぞれの基準に従って弁済すべき額を算出し、いずれか金額の大きい方が弁済すべき最低額になる。

(民事再生法第231条第2項第3・4号、第236条)。

【基準1：最低弁済基準額】《表1》の(ア)

(1-1) 再生債権の総額が3,000万円以下の場合(※注3)

基準債権総額(※注4)	計画弁済総額(弁済すべき最低額)
① 100万円未満	全額(※注5)
② 100万円以上500万円未満	100万円
③ 500万円以上1,500万円以下	総額の20%相当額
④ 1,500万円超	300万円

(1-2) 再生債権の総額が3,000万円超5,000万円以下の場合

弁済すべき最低額 総額の10%相当額

注3) ここでいう「再生債権」とは、債務者が裁判所に手続きの申立てを行った際の債権額の申告内容に対して、債権者から債権額の異議がなかった「無異議債権」と、裁判所が債権額を再評価した「評価済債権」を加えた額から、(a)住宅ローンの残債務、(b)抵当権などの担保権が設定されている債務、(c)個人再生手続開始後に発生した利息等の債務を控除したものをいう。(民事再生法第231条第2項第2号、第230条第8項)

注4) 「基準債権」とは、「無異議債権」と「評価済債権」を加えた額から、(b)抵当権などの担保権が設定されている債務、(c)個人再生手続開始後に発生した利息等の債務を控除したものをいう(民事再生法第231条第2項第3号)。上記「再生債権」と比較して、(a)住宅ローンの残債務を控除しない点が異なるので、注意が必要である。

注5) 「基準債権」が100万円未満の場合には、全く減額されないため、個人再生を選択するメリットはあまりない。債務の大きさから考えると、任意整理や特定調停が適している。

【基準2：清算価値保障原則】《表1》の（イ）

民事再生で弁済すべき最低額は、破産手続を選択した場合に債権者に配当される財産額（清算価値）を下回ってはならない（民事再生法第236条）。そこで、以下の基準にも従う必要がある。

$$\text{計画弁済総額} < \text{清算価値} \rightarrow \text{清算価値が弁済すべき最低額}$$

破産手続を選択した場合よりも弁済額が少ないと、個人再生は債権者にとって全くメリットがないため、最低でも清算価値を保障する必要がある。

土地・建物などの不動産を所有しており、住宅ローンが残っている場合には、その残額を控除したものが清算価値として計上される。住宅ローンの負担がない土地・建物を所有している場合には、清算価値が計画弁済総額より大きくなる可能性が高い。

◆給与所得者等再生を利用する場合

上記基準1・2に加えて、以下の「可処分所得基準額」を考慮して、最も金額の大きいものが弁済すべき最低額になる（民事再生法第241条第2項第7号ハ、第242条）。

【基準3：可処分所得基準額】《表1》の（ウ）

$$\text{基準額} = \{ (2 \text{ 年間の収入} - 2 \text{ 年間の所得税等}) \div 2 - 1 \text{ 年分の生活費} \} \times 2 \text{ 年}$$

上記計算式の「所得税等」は、所得税、地方税、社会保険料を合計したものである。

上記計算式の「1年分の生活費」とは、最低限度の生活の維持に必要な1年分の費用の額をいう。

（民事再生法第241条第3項、民事再生法第241条第3項の額を定める政令第1条）

具体的には、①本人と扶養家族全員の生活費の合計（個人別生活費）、②世帯全体で必要となる生活費（世帯別生活費）、③冬季特別生活費、④住居費、⑤勤労必要経費を合計した額である。①～⑤は、それぞれ政令で具体的な金額が定められており、大阪府内の各市町村によって金額が異なる。

以上の基準で計算した2年分の可処分所得を3年間（例外5年間）で分割返済することになる。高額所得者や単身の世帯では、基準1、2よりも基準3の「可処分所得基準額」が大きくなる場合が多く、その場合には「小規模個人再生」を選択することになる（実際、小規模個人再生が選択される場合が多い）。

②住宅資金特別条項について

個人再生では、債務者の任意の選択で、「住宅資金特別条項」という制度を利用することができる。

(民事再生法第 198 条第 1 項本文)

先に触れた「再生債権」の計算においては、住宅ローンは除外されることになっている。このことは、個人再生を利用できる対象者を広げる効果がある反面、住宅ローンが「再生債権」として減額される債務の対象から除外されることを意味する。そのため、住宅ローンは、約定通りの金額を返済し続けなければならない。

しかし、住宅ローンがそのままの条件では並行して返済することが困難な者も多い。そこで、住宅ローンの支払方法を調整するために、再生計画に以下の条項を加えることが認められている。

◆期限の利益回復型 (民事再生法第 199 条第 1 項)

住宅資金特別条項の原則型である。裁判所が再生計画を認可するまでの間に、**債務者が住宅ローンの返済を滞らせて、「期限の利益」を喪失した場合**でも、期限の利益を回復させて再生計画に基づく再生債権の弁済期間内（3年、最長5年）に支払いが遅れた元本・利息・遅延損害金を通常のローン返済額に加えて分割返済する旨、再生計画の1つの条項として盛り込むことができる（※注6、注7）。これを、「期限の利益回復型」条項という。

注6) ここでいう「住宅」とは、自己所有名義の自宅として使用している住宅であり、住宅ローン以外の債務の抵当権が設定されていないものをいう。また、ここでいう「住宅ローン」は、住宅の購入だけでなくリフォームのために組んだローンも該当するが、同様に住宅に抵当権を設定しているものでなければならない（民事再生法第 196 条第 1 項第 1 号・3 号）。

注7) 「期限の利益」とは、債務者のために一定期間支払いが猶予されることをいい、債権者が一方的に猶予を解くことはできない（民法第 136 条第 1 項）。もっとも、通常、金銭消費貸借契約では、債務者が支払いを滞るなど一定の事由があった場合には、期限の利益を喪失する旨の約定が置かれている。そのため、債務者が期限の利益喪失事由に当たる行為をした場合には、債権者は直ちに一括弁済するよう請求することができる。さらに、住宅に抵当権を設定している住宅ローンでは、債務者が一括弁済しなければ、抵当権を行使して住宅を競売にかけることができる。そこで、期限の利益回復型では、このような債務者の致命的状況を回避するために、法的な因果の出発点である期限の利益の喪失事由にあたる行為をなかつたものと扱うことにするのである。なお、個人再生の申立ての際に、すでに抵当権が実行されるおそれが生じている場合には、裁判所に抵当権実行の中止命令を出すことを申立てることができる（民事再生法第 197 条第 1 項）。

(例) 毎月の住宅ローンが 10 万円あり、裁判所の 3 年間の再生計画が認可されるまでに返済が滞り、利息等も含め 90 万円の支払い遅延があった場合、債務者が、90 万円を 3 年間で弁済する条項を再生計画に盛り込み（1 か月 2.5 万円）、認可が得られたとすると、債務者は、再生債権の弁済期間中の 3 年間は毎月 12.5 万円返済し、期間が経過した 4 年目から再び毎月 10 万円を返済することになる。

◆リスケジュール型（同条第2項）

期限の利益回復型では債務者の負担が大きく、遂行可能な再生計画が立たない場合には、住宅ローンの最終弁済期（最後の支払日）を延長する旨の条項を定めることができる。これを、「リスケジュール型」条項という。

（例）残りのローンが10年（120回）ある場合に、15年先（180回）まで延長することで、毎月の返済額を減らす。

ただし、当初の最終弁済期から10年を超えることはできず、かつ、最終弁済期の債務者の年齢が70歳を超えることはできない。また、毎月の額を一定にするなど、当初の支払方法を踏襲したものにしなければならない。よって、あまり期間を延長することはできず、毎月の返済額はそれほど減らないのが実情である。

◆元本猶予期間併用型（同条第3項）

リスケジュール型では債務者の負担が大きく、遂行可能な再生計画が立てられる見込みがない場合には、リスケジュール型の条件に加えて再生債権の弁済期間中は元本の一部の支払いを猶予し、元本の残部と利息のみを支払う旨の条項を定めることができる。これを、「元本猶予期間併用型」条項という。

リスケジュール型と同様に、当初の最終弁済期から10年を超えることはできず、かつ、最終弁済期の債務者の年齢が70歳を超えることはできない。

◆同意型（同条第4項）

上記3パターンに囚われずに、債権者の同意を得て、それに従った条項を定めることができる。これを、「同意型」条項という。実際には、上記3パターンでは債務者にメリットが少ないため、住宅金融支援機構や銀行と事前に交渉した上で、同意型が用いられることが多い。

特に住宅金融支援機構は、住宅ローンの返済金額・期間の条件変更について独自に用意している制度があり、その制度を利用する方が債務者にとってメリットが大きい場合もある。

③連帯保証人との関係について

再生計画は、抵当権などの別除権や保証人の地位等には影響を及ぼさないのが原則である（民事再生法第177条第2項）。つまり、債務者が個人再生手続を利用しても、債権者は連帯保証人に対して、貸付金の残債務について請求することができる。

したがって、債務者が個人再生手続を利用すると、連帯保証人に大きな迷惑を掛ける可能性があるため、連帯保証人とよく相談しておくことが重要である。また、場合によっては、連帯保証人も債務者と並行して、何らかの債務整理手続を検討する必要がある。

債務者が再生手続開始決定を受けた後は、弁済を禁止され、債権者から請求を受けた連帯保証人も残債務の一括返済はできないことが多いので、事前に債権者に対して、連帯保証人からの分割による返済を認めてもらえるよう提案すると受けてもらえるケースが多いようである。なぜなら、この場合、債権者には、債務者の民事再生申立てによる実質的な損害が発生しないからである。

そして、連帯保証人が、保証債務の履行によって取得する求償権を再生債権とした場合には、他の債権と同様に減額の対象となる。

住宅資金特別条項については、別除権・保証人等にも影響を及ぼす(民事再生法第203条第1項)。そのため、住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可決定が確定したときは、住宅ローンについては期限の利益を喪失しなかったことになり、連帯保証人に請求がなされる心配はない。

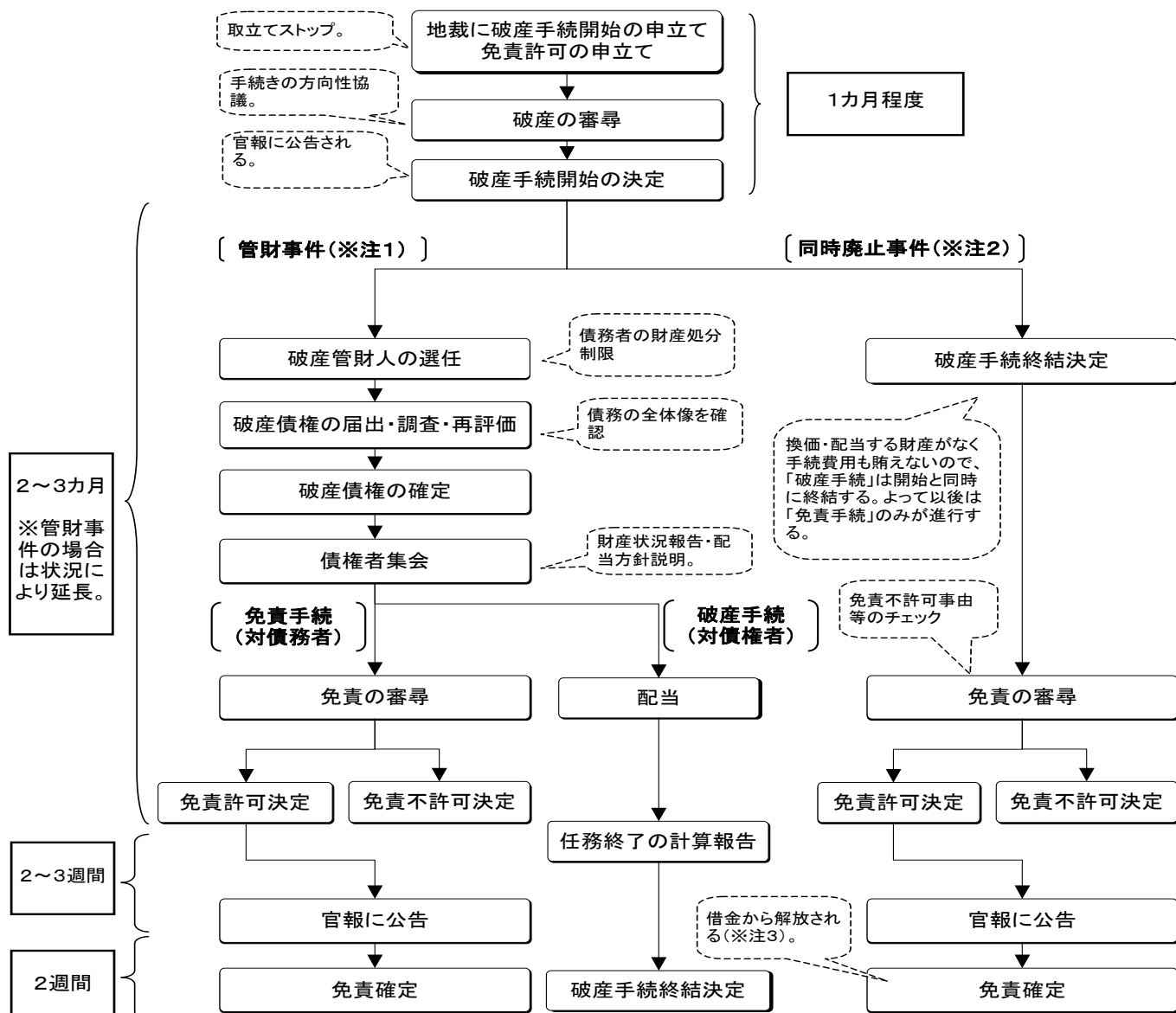
メモ

自己破産

(1) 自己破産とは

裁判所に申立てをし、債務を免責してもらう方法。

(2) 自己破産手続きの流れ



注1) 管財事件とは、破産法が定める所定の手続き（債務者の財産を換価して債権者に平等に配当する）を経る場合の破産手続であり、本来型の手続きである。

注2) 同時廃止事件とは、債務者に換価・配当できる財産がないために、本来の手続きを省略して、「破産手続開始決定」と同時に破産手続を終結させる事件処理である。

注3) 個人事業者と給与所得者では、免責される債権に違いが生じる（非免責債権など）。

(3) 自己破産のポイント

① 「管財事件」と「同時廃止事件」の違い

破産手続は、債務者の財産状況により、原則型の「管財事件」と例外型の「同時廃止事件」の2つのパターンに分かれる。

「管財事件」になる場合は、管財予納金約20万円を申立て人が自ら納めなければならない。「同時廃止事件」の場合は、不要であり、手続き選択の際には注意が必要。

◆管財事件

一応、財産の配当が見込まれる場合には、管財人が選任される。管財人は、債務者の財産や債権者の債権額等の調査を行った上で、債務者の財産を「換価」し、その売却代金から債権者へ「配当」を行う。債権者への「配当」が完了すると破産手続は終結し、免責手続きに移る。

◆同時廃止事件

債務者の財産をもって、破産手続を進めるために必要な費用を賄うことができないと認められる場合には、「破産手続開始の決定」と同時に「破産手続の廃止」が決定され免責手続きに移る。これを「同時廃止」という（破産法第216条）。

「破産手続を進めるために必要な費用を賄うことができないと認められる場合」とは、具体的には、**債務者の財産が20万円以下の場合**である（※注4）。20万円が確保できないと、官報の公告費用や管財人に支払われる報酬など、破産手続を遂行するのに必要な最低限の費用が賄えないからである。

ただし、負債が5,000万円を超えるような場合には、調査の必要性が高いため、管財事件として扱われることもある。

また、管財事件として扱われたものの、結局、配当できる財産がない場合には、その時点で破産手続が終了し、免責手続きに移る。これを「異時廃止」という。

注4)

チェックポイント

同時廃止になるか管財事件になるかは、**債務者の財産が20万円以下**かどうかが目安になる。

②免責不許可事由

不許可事由	詳細
①財産価値減少行為	債権者を害する目的で財産を隠す、破壊する、廉価で売却すること。
②債務負担行為	破産手続の開始を遅らせる目的で、著しく不利益な条件で債務を負担することや、信用取引によって商品を購入して著しく不利益な条件で処分すること（※注5）。
③偏ば行為	特定の債権者に対してのみ有利になるように、返済や担保の提供を行うこと。
④浪費・射幸行為	浪費や賭博その他の射幸行為によって、著しく財産を減少させることや、過大な債務を負うこと。投機目的で行う株取引や商品取引等も含まれる。
⑤詐術による信用取引行為	破産手続開始の申立ての1年前から開始決定の日までの間に、支払不能の状態にあることを偽って信用取引をしたこと（※注6）。
⑥帳簿等の隠滅行為	業務や財産の状況に関する帳簿・書類等を隠滅したり、偽造したこと。
⑦虚偽の債権者名簿の提出行為	債権者を害する目的で特定の債権者を秘匿したり、架空の債権者を記載すること。
⑧調査協力義務違反行為	裁判所が行う調査に対して、説明することを拒んだり、虚偽の説明を行うこと（※注7）。
⑨管財業務妨害行為	財産の引渡しを拒んだり、無断で財産を処分すること。
⑩過去7年間に免責取得	過去7年間に破産の免責を受けていたり、個人再生の再生計画認可を受けていること。

注5) 例えば、信用能力がないにも関わらず、クレジットカードを用いて物品を購入して、その商品を即座に転売する行為などがこれに該当する。

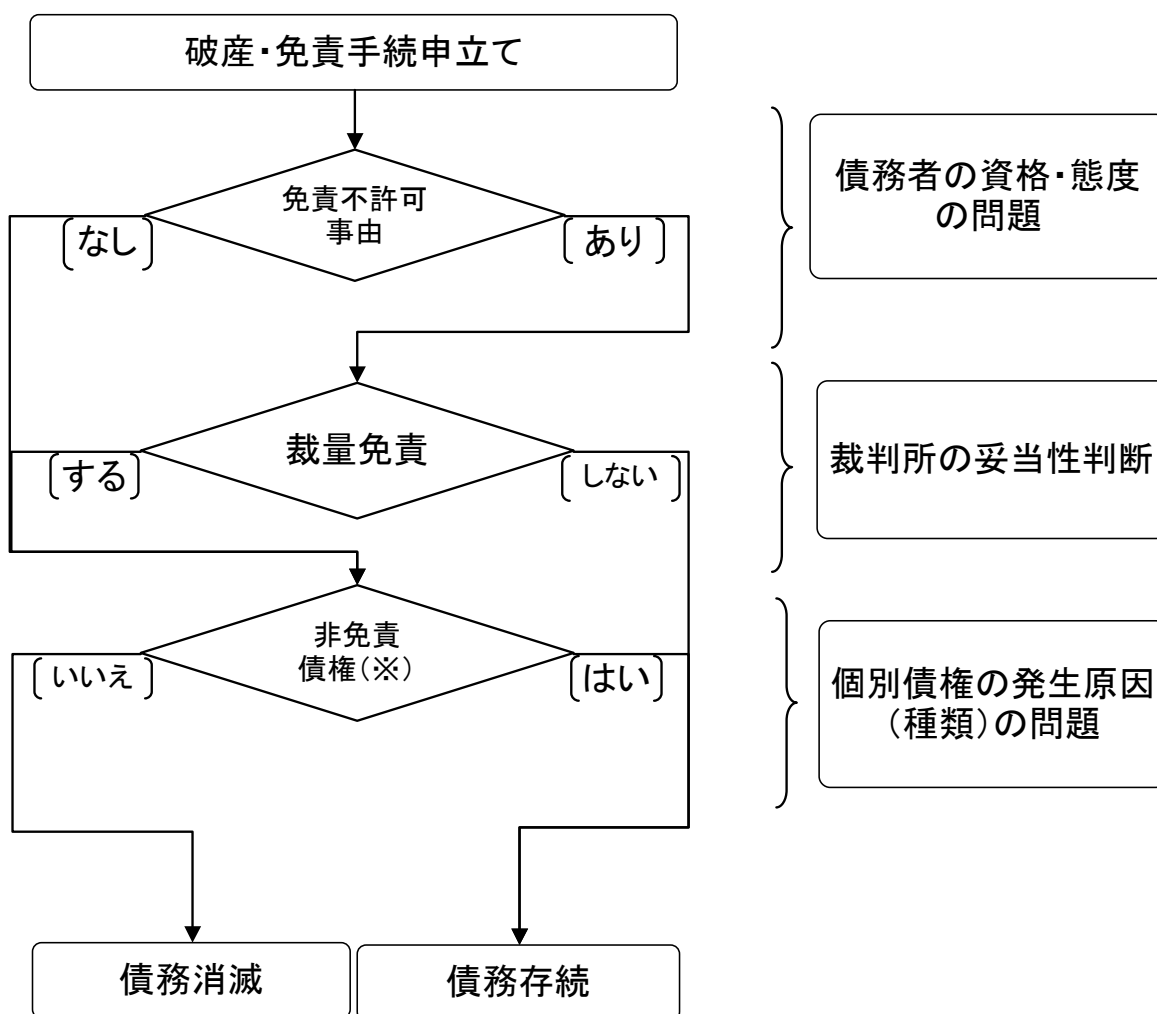
注6) 例えば、他人の名義を使用して借入れを行う、借入れ等に際して生年月日を偽る、借金の額や件数を故意に過少申告するなど、積極的に欺こうとする行為がこれに該当する。単に、支払不能の状態を金融業者等に対して「黙秘」していたような消極的な行為は該当しない。

注7) 例えば、「換価」や「配当」を免れるために、財産の申告を偽るなどの行為がこれに該当する。なお、債務者に故意や「相当程度」の過失が認められない場合（単に失念していたような場合）は、当然には「免責不許可事由」に該当しない。

③免責に関する判断基準

判断基準	概要
① 免責不許可事由	債務者に原因があるために免責を許可しない場合（破産法第252条第1項）。
② 裁量免責	免責不許可事由はあるものの、裁判所の判断で免責する場合（破産法第252条第2項）。
③ 非免責債権	個々の債権の発生原因に照らして、免責対象にしないこととされている場合（破産法第253条）。

【免責と債権の関係】



※非免責債権に該当する債務は存続するが、その他の債務は消滅する。

④自由財産について

「自由財産」とは、破産手続開始後も債務者が自由に管理・処分をすることができる財産をいう。破産手続により、本当に債務者から全財産を取り上げて、無一文にしてしまうと、債務者はたちまち生活ができなくなってしまう。また、金銭的価値のない財産もある。そこで、破産手続では、一定の財産については、債務者の手元に留めることとしている。

◆自由財産（差押禁止財産）

以下に掲げる財産が「自由財産」とされている。

（破産法第34条第3項第1号・2号、民事執行法第131条第3号、民事執行法施行令第1条）

自由財産	詳細
① 新得財産	債務者が「破産手続開始決定」後に取得した財産
② 現金	99万円までの現金 （※管財事件になる）
③ 法律で差押えが禁止されている財産	(a) 生活保護受給権（生活保護法第58条） (b) 信託財産（信託法第23条第1項） (c) <u>民事執行法</u> における「差押禁止財産」

上記 (c) 民事執行法における「差押禁止財産」の具体的な内容は以下の通りである。

【民事執行法における「差押禁止財産」】

(ア) 生活必需品（※注8）
(イ) 1カ月分の食料・燃料
(ウ) 実印等
(エ) 仏像、位牌その他祭祀に直接供するもの
(オ) 系譜、日記、商業帳簿等
(カ) 債務者またはその親族が受けた勲章等
(キ) 債務者等の学校や学習に必要な書類・器具
(ク) 未公表の発明・著作物

注8）衣類、寝具、家具、台所用品、畳、建具、消防器具、避難器具、債務者等の義手、義足その他の身体補助具、などが該当する。

◆自由財産の拡張

その他にも、個々の債務者の事情により手元に残した方が良い財産がある。そこで裁判所の判断で、「自由財産」の範囲を拡張することができる。これを「自由財産の拡張」という。

(破産法第 34 条第 4 項)。

裁判所の実務では、自由財産として手元に残せる 99 万円までの現金の枠を、債務者が手元に残せる財産の上限枠とし、その範囲で個別財産につき拡張が認められている。(※注 9)

注 9) 大阪地裁における自由財産の拡張の運用基準が書籍として販売されている。

「破産管財手続の運用と書式 新版」

出版：新日本法規 編集：大阪地方裁判所・大阪弁護士会 破産管財運用検討プロジェクトチーム

(対象となる財産は以下のとおり)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(a) 預貯金・積立金(b) 保険解約返戻金債権(c) 自動車（普通車は 6 年、軽自動車・商用車は 4 年で無価値。高級車除く。）(d) 居住用家屋の敷金・保証金返還請求権（契約上の金額から滞納賃料および 60 万円（明渡費用等）を控除した額で評価する。）(e) 電話加入権（原則として 1 本のみ残せる。それ以外は換価。）(f) 退職金債権（原則として支給見込額の 1/8 を評価対象とする。ただし、近々支払われる場合は 1/4 とするなど、事案に応じて評価する。） |
|--|

⑤連帯保証人との関係について

債務者が自己破産手続で免責されたとしても、それは連帯保証人には何の影響もない。

よって、債権者は連帯保証人に対して、貸付金の残債務について請求することができる。

したがって、連帯保証人に迷惑をかける以上、可能であれば、破産手続を利用する前から連帯保証人とよく相談をしておくことが重要である。また、場合によっては、連帯保証人も債務者と並行して、何らかの債務整理手続きを検討する必要がある。

なお、連帯保証人が代位弁済をした場合、破産手続では、債権届出をする債権者および債権額は、以下のようになる。

破産手続開始後に、連帯保証人が債務全額を代位弁済した場合、債権者が破産債権全額について債権届出をしていれば、連帯保証人は、求償権の範囲内において、この原債権を破産債権として行使することができる。すなわち、連帯保証人が債権者に債務全額を代位弁済すれば、債権者の届出債権全額を承継することができる（破産法第 104 条第 4 項）。

破産手続開始後に、連帯保証人が債務の一部を代位弁済した場合、債権者は、債務者に対して破産手続開始時点で有していた原債権の全額について、破産債権者として権利を行使することができる（破産法第 104 条第 2 項）。

つまり、連帯保証人は、全額の代位弁済をしない限り、破産債権者としての権利行使ができない。この結果、債権者が原債権の全額につき配当を受けることにより、債権額以上の弁済を受けることになるが、これについては後で、配当異議あるいは不当利得返還で是正されることになる。

7 時効について

(1) 時効とは

ある事実状態が一定の期間継続した場合に、権利の取得・喪失という法律効果を認める制度である。時効には取得時効と消滅時効がある。借金相談で問題となるのは、もっぱら消滅時効である。

(2) 時効期間

債権者が権利を行使することができることを知った時から5年、債権者が権利を行使することができる時から10年のいずれか早い方（民法第166条第1項）。

(3) 時効の援用

〈時効の援用とは〉

時効によって利益を受ける者（援用権者）が、時効が成立したことを一方的に主張する意思表示である。そして、時効による権利の取得・消滅は、法律の定める時効期間が経過しただけでは確定的に効力が生じず、援用があってはじめて確定的に効力が生じる。

援用権者の意義

- ・民法第145条の「当事者」とは、時効により直接に利益を受ける者、すなわち取得時効により権利を取得し、消滅時効により権利の制限または義務を免れる者をいい、間接に利益を受ける者は「当事者」ではない（大判明43.1.25）。
- ・民法第145条により消滅時効を援用し得る者は、権利の消滅により直接利益を受ける者に限定される（最判昭48.12.14）。

援用権の喪失

- ・消滅時効が完成した後に債務を承認した債務者は、承認した時点において時効完成の事実を知らなくても、信義則上、消滅時効を援用できない（最大判昭41.4.20）。
- 例えば、消滅時効完成後に債務者が、債権者から返済の請求を受けた際、債務者が支払猶予を求めると、その債務を承認したと判断されるため、その時点で時効完成の事実を知らなかったとしても、債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、債権者としては債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えられるであろうから、その後においては、信義則（民法第1条第2項）に照らし消滅時効を援用できなくなるため、注意が必要である。

(4) 時効の完成猶予と更新

時効期間内に、債権者が債権を回収するために一定の行動を起こした場合と、債務者が債務の存在を認めたような行動をした場合には、時効の成立を妨げる効果が生じる。妨げる効果は、2種類あり、それまでに経過した時効期間を生かしたまま、時効期間を一時的にストップさせる「時効の完成猶予」と、進んでいた時効期間がリセットされ、その時点から新たに時効期間が進行する「時効の更新」がある。

- ・ 裁判上の請求など ⇒ 完成猶予事由+更新事由（民法第147条等）
- ・ 催告など ⇒ 完成猶予事由（民法第150条等）
- ・ 承認 ⇒ 更新事由（民法第152条）

事由①「裁判上の請求等」

典型的には、債権者が債務者に対して貸金の返還を求めて民事訴訟を提起する場合である。その他にも、債権者が支払督促手続という公的な制度を利用したり、民事調停や和解を申立てたりするなど、法的手続により債権の回収を図る行動を起こした場合がこれに該当する。

裁判上の請求等がなされた場合、手続が終了するまで時効の完成が猶予され、確定判決等により権利が確定したときは、手続終了時に時効が更新される（民法第147条）。

また、訴訟を提起した後に取下げたり、調停不成立の後に訴えを提起しないなど一定の場合には、手続終了時から6カ月が経過するまで時効の完成が猶予される。

事由②「強制執行等」

債権者が民事執行手続により債務者の財産を差押えして債権の回収等（強制執行、担保権の実行、競売、財産開示手続）を図った場合である。

強制執行等がなされた場合、時効の完成が猶予された後、手続終了の時点で時効が更新される（民法第148条）。

また、申立ての取下げや取消しによって手続が終了したときは、手続終了時から6カ月が経過するまで時効の完成が猶予される。

事由③「催告」

催告とは、債権者が債務者に対して請求書や督促状を送付するなど、債務の履行を請求する場合である。このような債権者の行為は、法律上は「催告」という。

催告をしたときから6カ月が経過するまで時効の完成が猶予される（民法第150条）。

事由④「仮差押え等」

民事保全手続上の「仮差押え」や「仮処分」については、手続終了時から6カ月が経過するまで時効の完成が猶予される（民法第149条）。

事由⑤「協議を行う旨の合意」

当事者間において権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合、時効の完成が猶予される（民法第151条）。

※合意書面を作成すると、以下のうちいずれか早い時までには、時効の完成が猶予される。

- ・合意があった時から1年間
- ・1年に満たない協議期間を定めたときは、その期間
- ・当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6カ月

事由⑥「承認」

債務者が債務の存在を認めることをいう。消滅時効は、債務者の現状を尊重して、行使されずに放置されている債権を消滅させる制度であるから、債務者が認めている場合には、あえて債権を消滅させる必要はない。

そのため、債務者が時効の中断の効果が生じることを知らなかったとしても、債務者本人が債務の存在を認めてさえいれば、時効更新の効果が生じる。

【「承認」に関する具体例】

区 分	具 体 例
①「承認」に該当するケース	<ul style="list-style-type: none">・債務を一部弁済した場合・利息を支払った場合・支払いの猶予を要請した場合・残高確認書や債務確認書に記名押印または署名した場合・減額、放棄を求める申入れ（示談や調停等）
②「承認」に該当しないケース	<ul style="list-style-type: none">・取引履歴の開示を請求すること ※開示請求においても承認にあたる言動をしないように注意！

消滅時効が成立した後で、債務者が時効を主張する権利を放棄したり、債務を承認する行為をした場合には、取引の信義則上、消滅時効の主張ができなくなる場合がある（最大判昭41.4.20）。よって、時効完成后、債務の承認にあたるような言動はつつしむべきである（※注1）。

注1）任意整理において和解が成立した場合、債務者が負担することになった債務の時効期間、起算日はどうなるか。

この点、和解は、元々存在していた債権の減額、支払方法を変更したに過ぎないから、元の債権の性質により時効期間が定まる。

また、和解契約後の各返済期日の翌日が起算日となる。

【参考】

1 内容証明郵便について

内容証明郵便は、「いつ、どのような内容の文書を誰が誰宛に差し出したのか」を郵便局（日本郵便株式会社）が証明する郵便である。配達証明を併用することで、到達したこと及び到達日まで証明することができる。

時効の援用をする場合は、その意思表示が相手に到達したことを明確にするため内容証明郵便（配達証明付き）を用いることが多い。

- ・用紙は自由であるが、文房具店等で専用の用紙が販売されている。
- ・文書を3通作成（1通は発送、1通は郵便局が保管、1通は差出人が保管）。
- ・郵便局（日本郵便株式会社）では、インターネットによるe内容証明（電子内容証明サービス）を行っている。

（参考：日本郵便株式会社 HP より）

日本郵便トップ > 郵便・荷物 > 内容証明

内容証明

一般書留郵便物の内容文書について証明するサービスです。

内容証明とは

いつ、いかなる内容の文書を誰から誰宛に差し出されたかということ、差出人が作成した謄本によって当社が証明する制度です。

※当社が証明するものは内容文書の存在であり、文書の内容が真実であるかどうかを証明するものではありません。

※内容文書とは、受取人へ送達する文書をいいます。
謄本とは、内容文書を謄写した書面をいい、差出人および差出郵便局において保管するものです。
また、[電子内容証明サービス（e内容証明）](#)では、インターネットで24時間受付を行っています。

内容証明の差出方法等

主な内容証明の差出方法等は、次のとおりです。

1. 差出郵便局
差し出すことのできる郵便局は、集配郵便局および支社が指定した郵便局です。
すべての郵便局において差し出すことのできるものではありませんので、あらかじめ差し出そうとする郵便局へお尋ねください。
2. 差出方法
郵便窓口で次のものを提出していただきます。
(1)内容文書（受取人へ送付するもの）
(2)(1)の謄本2通（差出人および郵便局が各1通ずつ保存するもの）
(3)差出人および受取人の住所氏名を記載した封筒
(4)内容証明の加算料金を含む郵便料金
念のため、差出人の印鑑をお持ちいただくことをお勧めいたします。
※内容文書・謄本とも、用紙の大きさ、記載用具を問いませんから、市販の内容証明用紙以外の用紙を用いても、また、コピーにより作成してもかまいません。ただし、謄本には字数・行数の制限があります。詳細は[ご利用の条件等](#)をご覧ください。
3. その他
差出人は、差し出した日から5年以内に限り、差出郵便局に保存されている謄本の閲覧を請求することができます。また、差出人は差し出した日から5年以内に限り、差出郵便局に謄本を提出して再度証明を受けることができます。

[*ご利用の条件等](#)

ビジネスで
利用されるお客さまへ

Q 便利な機能

- 郵便番号検索
- 料金の計算
- お届け日数を調べる
- 郵便局をさがす
- 集荷のお申し込み
- 配達のお申し込み
- 追跡サービス

郵便・荷物

商品・サービス

- 手紙・はがき
- レターパック
- ゆうパック
- ゆうメール
- 国際郵便
- 切手
- 転居・転送サービス

発送オプション

- 書留
- 速達
- 特定記録
- 配達日指定

商品・サービス
一覧

よくあるご質問

- ネットでも転居

2 時効の援用通知書について

- 文例1：弁護士に委任し、弁護士から債権者に通知する場合
(弁護士による通知)

(表)

通知書

前略、当職は大阪弁護士会所属の弁護士〇〇ですが、大阪太郎氏（大阪市〇区〇〇1-23-4△△△△△ビル201、昭和〇〇年〇月〇日生）の代理人として、下記のとおり通知いたします。

記

貴社が大阪太郎氏に対して、次の内容の債権を有するとして、令和〇〇年〇月〇〇日付督促状を頂戴しました。

主債務者	大阪太郎
当初債権者	株式会社□□銀行
当初契約日	令和〇〇年〇月〇日
保証会社	A B信用保証株式会社
連帯保証人	〇〇〇〇
保証実行日	令和〇〇年〇月〇〇日
債権譲受日	令和〇〇年〇月〇〇日
契約番号	〇〇〇〇—〇
残元金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
遅延損害金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
合計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

しかし、上記の債権は、既に消滅時効期間が経過していますので、本書面をもって消滅時効を援用する旨の意思表示をいたします。

(裏)

よって、大阪太郎及び連帯保証人に支払義務はないものと考えますので、その旨御通知いたします。

取り急ぎ、用件のみで失礼いたします。

草々

令和〇〇年〇月〇〇日

大阪府〇〇市〇町1-23

△△△ビル〇階

〇〇〇〇法律事務所

電話 123-456-789

FAX 123-456-788

通知人代理人

弁護士 〇〇 〇〇

東京都〇〇区〇〇町1-23

△△△△△ビル123

〇〇〇〇債権回収株式会社 様

■文例2：本人から債権者に通知する場合
(本人による通知)

(表)

消滅時効援用通知書

貴社から、次の内容の債権を有するとし、
令和〇〇年〇月〇〇日付督促状の送付がありました。

契約日	令和〇〇年〇月〇日
当初債権者	株式会社〇〇ファイナンス
債権譲受日	令和〇〇年〇月〇〇日
契約番号	〇〇〇〇—〇
残元金	〇〇〇, 〇〇〇円
遅延損害金	〇〇〇, 〇〇〇円
合計	〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

しかし、株式会社〇〇ファイナンスから貴社に対する債権譲渡がなされた事実が不明ですので、請求には応じかねます。

仮に、債権譲渡の事実があったとしても、上記の債権については、既に消滅時効期間が経過していますので、本書をもって消滅時効援用の意思表示をいたします。

よって、いずれにしても、貴社に対する支払義務はありませんので、今後、このような請求はお控え下さい。

(裏)

万一、時効中断等の異論がある場合には、
本書面到達後2週間以内に、中断事由とそれを証する資料を書面により、お示し下さい。

以上

令和〇〇年〇月〇〇日

大阪府〇〇市〇〇町1-23
大阪 太郎

東京都〇〇区〇〇町1-23

△△△△△ビル123

〇〇〇〇債権回収株式会社 様

8 相続について

借金問題に関する相談対応を行う中で、相続問題に絡む相談も少なくないが、相続問題に関しては様々なケースがあり、対応が難しい事案もあるため、単純なケース以外は、相談者に法律専門家への相談を案内することが望ましい。

1 相続とは

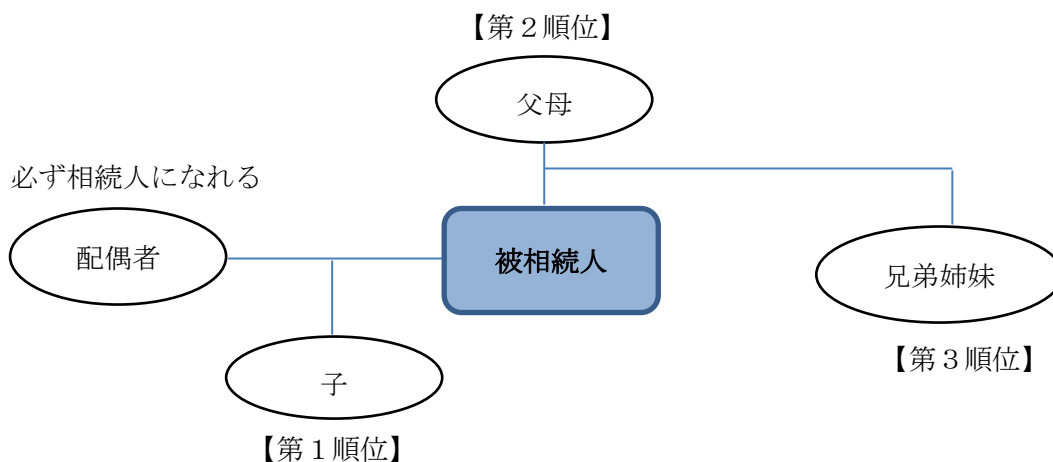
相続とは、人の死亡によって、その死亡した人（被相続人）のすべての財産を、その死亡した人と一定の親族関係にある者（相続人）が一定の割合をもって継承することをいう。相続は原則として人の死によって開始されるが、例外として、生死が判明しない場合でも死亡（失踪宣告）とみなされ、相続が開始する場合もある。

2 相続の範囲

民法上の相続人とは、死亡した人の財産を実際に取得した人のことをいう。（相続欠格・廃除、相続放棄を除く）

民法が定める被相続人の財産を承継できる一定範囲内の人を法定相続人といい、法定相続人は被相続人の死亡後、遺言がなくても遺産を引継ぐことができる権利を有する。

《法定相続人になれる順位》



【法定相続分】

(配偶者がいる場合)

- 相続人が配偶者と被相続人の子ども ⇒ 配偶者 1/2、子ども 1/2
- 相続人が配偶者と被相続人の父母 ⇒ 配偶者 2/3、父母 1/3
- 相続人が配偶者と被相続人の兄弟 ⇒ 配偶者 3/4、兄弟 1/4

(配偶者がいない場合)

- 配偶者がいない場合は、上位順位の法定相続人間で頭割りをする。

例：子ども 2 人のみ ⇒ 1/2 ずつ
子ども 1 人、親 1 人 ⇒ 子ども全部

用語

【相続欠格】

○民法の定める欠格事由がある場合、当然に相続権を失わせる制度。

(欠格事由例)

- ・被相続人や同順位相続人を死亡させたなどで刑に処せられた場合。
- ・詐欺や脅迫、遺言の偽造などによって遺言の妨害を行った場合。

【相続廃除】

○被相続人への虐待・侮辱など、被相続人によってその者に相続させたくない事情がある場合、相続権を失わせる制度。相続欠格と異なるのは、家庭裁判所の審判を必要とする点。

【相続放棄】

○相続の放棄をした者は、その相続に関しては、はじめから相続人とならなかったものとみなす。相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

【遺留分】

○民法では、遺言に優先して、相続人のために残すべき最小限度の財産の範囲を定めている。遺言等で被相続人が特定の相続人や第三者に財産を遺贈しても、一定の相続人は相続財産の一部を遺留分として受け取ることができる。遺留分権利者は兄弟姉妹以外の法定相続人（配偶者、子、親）である。

【代襲相続】

○代襲相続とは、相続人となる者が、相続発生時にすでに死亡または相続権を失っている場合、相続権がその者の子（被相続人の孫、または甥、姪）に移転するというもの。

3 遺産分割

遺産の分割手続きは4つに分かれる。

指定分割	<ul style="list-style-type: none">・被相続人の遺言によって分割する方法・どの分割方法よりも最優先される
協議分割	<ul style="list-style-type: none">・共同相続人全員で協議によって分割する方法・共同相続人全員の参加と合意が必要 (一人でも協議に参加しない者があれば無効)・遺言が存在しても、共同相続人全員の協議により遺言と異なる合意が成立した場合は、協議分割が優先される
調停分割	<ul style="list-style-type: none">・協議分割がまとまらない場合、家庭裁判所の調停により分割する方法
審判分割	<ul style="list-style-type: none">・調停も不調に終わった場合や相続人全員で協議することができない場合などに、家庭裁判所の審判により分割する方法

4 相続の承認と放棄

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから、3カ月以内に、以下の三つのうちいずれかを選択しなければならない。なお、この期間内に相続人が相続財産の状況を調査してもいずれをするか決定できない場合には、家庭裁判所に申立てて伸長することができる。

区分	単純承認	限定承認	相続放棄
内容	被相続人の一切の権利義務を承継	相続によって得た財産の範囲で被相続人の債務を負担	はじめから相続人でなくなる
手続き	不要	相続の開始があったことを知ったときから、3カ月以内に家庭裁判所に申述する必要がある	
ポイント	一定の手続きをしなければ自動的に単純承認とみなされる	相続人が複数の場合、共同でなければ限定承認は認められない	生命保険金等は受取るとはできるが、生命保険金等の非課税の適用を受けることはできない

■相続放棄について

《多重債務相談でよくある相談》

例1) 「父が半年前に亡くなった。A社に借金があったようで、A社から、私には父の借金を引き継ぐ義務があるとして、私宛の請求書が届いた。相続放棄をしたいが、亡くなってから3カ月を過ぎているため、どうにもならないのだろうか。」

⇒「相続の開始があったことを知ったときから、3カ月以内」、文字通り解釈すれば、死亡を知ったときだが、まったく存在を知らなかった負債が発覚した場合は、負債の存在を知ったときと解釈されている。

例2) 亡くなった父親が知人Aの連帯保証人になっていた。Aが自己破産したため、相続人である私に請求書が届いた。

⇒相続すると、連帯保証人の身分も承継する。

【相談機関】

■大阪弁護士会／遺言相続センター（無料電話相談）

- ・電話番号 06-6364-1205
- ・受付時間 月～金 9時～12時、13時～17時
- ・相談時間 概ね20分以内

9 ヤミ金融業者への対応について

1 「ヤミ金融」とは

●大阪府警察本部ホームページ

多重債務者等に対して超高金利で貸付け、支払いが滞れば、暴力的な言葉や態度で厳しい取立てを行う金融をいいます。

●金融庁ホームページ

貸金業を営む場合、貸金業法に基づき、国（財務局）か都道府県の登録を受けなければなりません。それにもかかわらず無登録で貸金業を営む業者は、ヤミ金融業者と呼ばれています。また、最近では、登録業者を含め、法律に違反するような高金利で貸付けを行ったり、悪質な取立てを行ったりする業者もヤミ金融業者と呼ばれています。

無登録業者

○貸金業法に基づく国（財務局）または都道府県への登録なしで貸金業を営む者

■貸金業法第3条第1項【登録】

貸金業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

■貸金業法第11条第1項【無登録営業等の禁止】

第3条第1項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。

■貸金業法第47条【罰則】

次の各号のいずれかに該当する者は、10年以下の懲役若しくは3千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 (略)
- 二 第11条第1項の規定に違反した者
- 三 (略)

違法な高金利

○出資法の金利規定に違反する超高金利で貸付けを行う者（登録業者も含めて）

■出資法第5条【高金利の処罰】

（第1項）

金銭の貸付けを行う者が、年109.5%（…略…）を超える割合による利息（…略…）の契約をしたときは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

（第2項）

前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年20%を超える割合による利息の契約をしたときは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

（第3項）

前2項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年109.5%（…略…）を超える割合による利息の契約をしたときは、10年以下の懲役若しくは3千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

悪質な取立て

○暴力的な言葉や態度など悪質な取立てを行う者（登録業者も含めて）

■貸金業法第47条【罰則】

貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。（第1号～第10号 略）

■貸金業法第47条の3【罰則】

次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役若しくは3百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（以下略）

一 （略）

二 （略）

三 第21条第1項（…略…）の規定に違反した者

（四以下 略）

2 「ヤミ金融」の種類（手口）

●最近の傾向・特徴

ヤミ金融の具体的な形態（手口）は、時期により移り変わっており、常に、新たな手口の検挙事例を注視することが必要である。最近では、SNSなどを通じて見知らぬ人同士が知合い、金銭の貸し借りをを行うヤミ金融事犯が出現し、府警により検挙された旨の事例が報道されている。

●悪質な業者（ヤミ金融業者）の例

（【参考】金融庁ホームページ「違法な金融業者にご注意！」より）

登録詐称業者

広告の登録番号の表示に架空の登録番号を使用したり、他の貸金業者の登録番号を使用するなどして登録業者を装う無登録業者。

ファクタリングの偽装

「ファクタリング」と呼ばれる売掛債権の買い取りを装い、高額な手数料を差し引いた売掛債権の買い取り代金を支払う（貸付ける）一方、同債権の売り主をして売掛債権を回収させた後、回収した売掛金を原資として返済させるもの。ファクタリング契約や売掛債権売買契約において、譲受人に償還請求権や買戻請求権が付いている場合、売掛先への通知や承諾の必要がない場合や、債権の売り主が譲受人から売掛債権を回収する業務の委託を受け譲受人に支払う仕組みとなっている場合は、ファクタリングを装ったヤミ金融の可能性はある。

個人間融資

SNS などを通じて見知らぬ人同士が知り合い、金銭の貸し借りをすることをうたうもの。個人間融資であっても、反復継続の意思をもって金銭の貸付けを行う場合には、貸金業の登録を受ける必要がある。個人を装ったヤミ金融業者により違法な高金利の貸付けが行われるほか、個人情報が悪用され、更なる犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性がある。

090金融

勧誘のチラシに携帯電話の番号と業者名しか書かず、正体を明かさないうまま、違法な高金利で小口の融資を行う。

システム金融

資金繰りに困った商工業者等に対して、即日融資することをうたい文句に、ダイレクトメールやファックス等で勧誘、勧誘に応じると担保代わりに手形や小切手を送らせ融資する。
⇒差し入れ手形や小切手の期日が近づくと、最初の業者は厳しく取立てを迫る一方、別の業者から融資の案内が届き、借り換えを勧誘する。
⇒複数の業者が債務者（借入人）情報を共有しており、同一者に次々と融資を行う。
⇒債務者が会社を倒産させまいとする弱みにつけ込み、この方法を繰り返し行うことによって、違法な高金利の借入れを雪だるま式に膨れ上がらせ、やがては破産に追い込む。

押し貸し

契約もしていないのに勝手に銀行口座に現金を振り込み、法外な高金利の利息などを請求する。

チケット金融

チケット（高速回数券など）を代金後払いという形で販売し、チケットを指定した金券ショップなどに持ち込むことで現金化させる。業者は一週間後にチケットの販売金額を返済させる。現金化した受取金額と返済金額との差額を利息とみると法外な利息となる。

買取屋

融資の条件としてクレジットカードで商品を次々と買わせ、それらを定価以下の安い金額で買い取るか、又はさらに高金利で融資する。申込者には、業者への借金のほかにクレジットカード会社への債務が残る。

先払い買取現金化

物品買取業者を装い、物品の買取と偽装し金銭の貸付けを行い、キャンセル等の手数料を実質的な利息として得る手口

後払い現金化

商品販売業者を装い、商品取引サービスによる報酬と偽装し金銭の貸付けを行い、商品の実質的な価値と著しく乖離した代金を支払わせ利息として得る手口

3 ヤミ金融からの借入れの返済義務についての著名な判例

●平成20年6月10日最高裁判決（いわゆる「ヤミ金融元本返済不要判決」）

[事件番号] 平成19(受)569 [事件名] 損害賠償請求事件 [裁判年月日] 平成20年6月10日
[法廷名] 最高裁判所第三小法廷 [判例集] 民集 第62巻6号1488頁

《判示事項》

- (1) 社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為に該当する不法行為の被害者が当該醜悪な行為に係る給付を受けて利益を得た場合に、被害者からの損害賠償請求において同利益を損益相殺等の対象として被害者の損害額から控除することの可否
- (2) いわゆるヤミ金融業者が元利金等の名目で違法に金員を取得する手段として著しく高利の貸付けの形をとって借主に金員を交付し、借主が貸付金に相当する利益を得た場合に、借主からの不法行為に基づく損害賠償請求において同利益を損益相殺等の対象として借主の損害額から控除することは、民法第708条の趣旨に反するものとして許されないとされた事例

*参考/民法第708条 不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。
ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。

《判決要旨》

- (1) 社会の倫理、道徳に反する醜悪な行為に該当する不法行為の被害者が、これによって損害を被るとともに、当該醜悪な行為に係る給付を受けて利益を得た場合には、同利益については、加害者からの不当利得返還請求が許されないだけでなく、被害者からの不法行為に基づく損害賠償請求において損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として被害者の損害額から控除することも、民法第708条の趣旨に反するものとして許されない。

(2) いわゆるヤミ金融の組織に属する業者が、借主から元利金等の名目で違法に金員を取得して多大の利益を得る手段として、年利数百%~数千%の著しい高利の貸付けという形をとって借主に金員を交付し、これにより、当該借主が、弁済として交付した金員に相当する損害を被るとともに、上記貸付けとしての金員の交付によって利益を得たという事情の下では、当該借主から上記組織の統括者に対する不法行為に基づく損害賠償請求において同利益を損益相殺ないし損益相殺的な調整の対象として当該借主の損害額から控除することは、民法第708条の趣旨に反するものとして許されない。

* 最高裁判決のポイントと留意点

○ヤミ金融業者が借主(被害者)に著しく高利(年利数百%~数千%)で貸し付けた場合、ヤミ金融業者は元本の返還を請求することができない。

(=借主(被害者)は元本についてもヤミ金融業者に返還する義務がない。)

○借主(被害者)がこのようなヤミ金融業者に対して損害賠償請求を行った場合、損害額から元本分は減額されない。

(=支払った元本・利息の全額を損害として請求することができる。)

* 本判決は著しく高利の貸付けである点に着目したもの。「数百%~数千%の利率」に満たない利率での貸付けについて、どのような司法判断となるかは、現時点では示されていないことに留意が必要。

4 ヤミ金融撲滅と被害者救済のために必要なこと

●相談窓口での対応時の留意点

【ポイント】

■相談者は、精神的に追い詰められ、切迫しているケースが多いため、正確な情報を迅速に伝えることで、相談者に安心を与えることが重要。

①怖がらず毅然と対処すれば必ず解決できること(逃げない、支払わない)

- ・ヤミ金融は違法行為(犯罪)である。ヤミ金融側も違法行為であることを認識している。
- ・ヤミ金融の超高金利の貸付けは、元金も含めて返済の義務なしとの最高裁判決もある。

②警察、行政機関、弁護士会などが、ヤミ金融撲滅の取り組みを展開していること

- ・警察、国、大阪府などが相談を受けており、対応(手助け)してくれる。
- ・弁護士会などでも相談窓口を設けている。
- ・早くきちんと相談等をするようアドバイスする。

③ヤミ金融の利用を繰り返させないためのサポート(問題解決)

- ・ヤミ金融を利用するに至った理由(背景)が何かを掴み、その解決に向けて支援する。
- ・今後、ヤミ金融関係者からの勧誘等、予想される事項と防御策をアドバイスする。

⇒犯行ツールを断つことが重要

- ・ヤミ金融を利用した際の電話の日時、内容。取引口座、ATM利用明細書などの記録を関係機関に提供する。
- ・銀行口座(キャッシュカード、通帳など)や、携帯電話を売買及び譲渡しない。

●警察及び行政機関でのヤミ金融への対応（概要）

警察

所轄警察署

生活安全課

府警本部

悪質商法110番(生活安全部 生活経済課)

- ・ヤミ金融被害の届出（刑事告発）
⇒出資法違反（高金利事犯）・貸金業法違反（無登録事犯）等での捜査
- ・警察からヤミ金融業者への警告電話
⇒違法な取立行為の即時中止を警告
- ・携帯電話の利用停止（携帯電話不正利用防止法）
⇒警察から携帯電話会社にヤミ金融犯罪に利用された携帯電話の「契約者確認」を要求、応じなければ「携帯電話利用停止」
- ・犯罪利用口座の凍結
⇒ヤミ金融業者が振込先として利用する金融機関に口座凍結を要請（近畿財務局でも口座凍結情報を受付）

行政機関

近畿財務局

(理財部)金融監督第4課

- ・登録貸金業者かどうかの確認（ヤミ金融業者が登録業者の場合には、登録取消や業務停止等の行政処分の申立て）
- ・犯罪利用口座の凍結
⇒ヤミ金融業者が振込先として利用する金融機関に口座情報を提供
- ・ヤミ金融業者への警告

大阪府

商工労働部 中小企業支援室 金融課

- ・登録貸金業者かどうかの確認（ヤミ金融業者が登録業者の場合には、登録取消や業務停止等の行政処分の申立て）
- ・ヤミ金融業者への警告
- ・警察、近畿財務局との連携（口座番号、携帯電話番号等の情報提供）

弁護士

弁護士会

各都道府県ごとに設立(大阪府には大阪弁護士会)

- ・相談窓口の開設（大阪弁護士会館 総合法律相談センターほか計6ヶ所）
⇒「サラ金法律相談」（事前予約要/同センターでの相談は原則有料ですが、クレジット・サラ金相談については30分まで無料に対応）
⇒「弁護士紹介」（弁護士への委任を前提に、所属弁護士を紹介）

弁護士委任

- ・民事訴訟の提起
- ・取立
- ・弁護士からの口座凍結の要請（警察や財務局を通さずに直接可能）

司法書士

司法書士会

都道府県ごとに設立(大阪府には大阪司法書士会)

- ・相談窓口の開設(司法書士総合相談センター 計3ヶ所)
⇒司法書士による法律相談
(サラ金など借金の相談も対応可/事前予約要・相談料無料)

その他

法テラス(日本司法支援センター)

- ・民事法律扶助（無料法律相談や弁護士費用の立替え）を実施している公的機関。（法テラス大阪、法テラス堺の2ヶ所）

メモ

10 家計管理について

1 家計アドバイスの目的

- (1) 同じ事を繰り返すことのないよう、相談者と共に現状と向き合い、家計の交通整理を行う。
- (2) 相談者自身がお金の流れを把握し、自らが改善を提案し行動できるよう支援する。
- (3) 相談員の手を離れても、収入の範囲内で暮らす「家計管理習慣」が身に付くよう導く。

2 相談者の「家計管理」に対するイメージ

家計管理に意欲的な人	家計管理に消極的な人
<ul style="list-style-type: none">・債務を完済したい・貯金ができるようになりたい・お金の振り回されない生活を送りたい・人生をやり直したい	<ul style="list-style-type: none">・法的手続きだけしてもらえればよい・私にはできない、私は続かない・家計管理は面倒くさい・早く相談を終わらせたい

3 家計管理の難しさ

- 電気、ガスが止まり、家賃を滞納、借金をするなど、こういう状態が続いている中でも、「生活は回っている」と、受けとめている。
- 滞納する、支払いが遅れる生活が『当たり前になっていく』ことで、その人の『生活習慣として定着』する。
- 滞納や支払い遅れが良くないという認識が時間の経過とともに薄れていく。
⇒ このような状態を『**お金の生活習慣病**』と考えてもいいのではという意見もある。
家計管理は、生活習慣や意識を変える必要があることから、前進や改善が難しい。

【ポイント】

■家計管理の成果を出すためには、

『本人の覚悟やモチベーションが大きなカギを握っている』

■人生のこと・お金のことは、

『自分の型にはめない！視野を広く持って相談を行う』

4 相談者と向き合うにあたって

- 『相談者の背景を理解しないで、家計改善は成し得ない』
出来るだけ早い段階で、相談者を含む周辺背景を把握することが大切。
- 家庭背景・周辺事情によって、家計管理の優先順や手法は大きく様変わりする。

【ポイント】

■初回面談や二回目面談までには、ある程度の『相談者の背景を理解』することを意識する。

5 相談者の収入の状況について

《着眼点①》

■資金援助や物資援助はしっかり詳細を確認し、把握する

○資金援助や物資援助がある時点で、人の助けを借りて生活が回っている状態であること。

(つまり、自活できていないことを意味する。)

○その援助がいつまで続くか分からないため、状況によっては援助を除いて考えないといけない場合もある。

《着眼点②》

■全体の収入よりも個別の収入に着目する

○家族全体では十分お金はあるが家計が回らないということがある。例えば娘の収入が15万円ある場合では家には1万円しか入れていない。夫婦の間でも必要な分だけ出すなど、表面上の生活費と実際の生活費に大きな乖離が出ている場合がある。

6 家計整理シート

(1) 分類

- ① 生活基盤分類 (住居費・光熱水費・通信費・食費)
- ② 時期支出分類 (医療費・教育費)
- ③ 租税納付分類 (市民税など各種税金)
- ④ 生活支出分類 (日用品・消耗品などの日常支出)
- ⑤ 危機対策・貯蓄分類 (保険や貯蓄など)
- ⑥ 遊興・嗜好品分類 (ギャンブル・たばこ・お酒など)
- ⑦ 滞納分類 (ライフライン・税金など)
- ⑧ 債務分類 (カード・キャッシングなど)

(2) スクアリング (割合)

- どこに一番ウエイトが乗っているのか。
- ウエイトが乗る理由が何なのか。
- 相談者の背景からウエイトを減らせるか。
- 減らせない場合は、どの支出に対して舵を切るか。

(3) 家計整理シートの意味

- 相談者自身が自分の支出を理解していないことが多い。
- 家計管理シートを通じて、担当者の状況把握はもちろんのこと相談者自身の棚卸を行う。
- 相談者が分かっていないのに、家計管理のアドバイスをして効果はみられない。
- 相談者自身が自分の家計を把握できていない間は前進させない。
- 相談者自身がきちんと理解してもらい、ここを怠ってしまうと、後から情報が出てきて再構築しなければならない。
- 分かっていないまま相談を進めることは、問題の意味が分かっていないのに答えを出すようなものであり、自身の家計の状況や問題の意味を分かってもらう。

(4) 支出割合

○割合は、様々なデータやファイナンシャル・プランナーなどの意見を総合的に判断したもので、この数字がすべてではなく、ひとつの基準としての参考である。

① 生活基盤分類

○住居費 … 手元に残るお金の **25～30%以内**

(手取り月20万円で計算すると、5万円から6万円以内)

○食費 … 手元に残るお金の **15～20%以内**

(手取り月20万円で計算すると、3万円から4万円以内)

※食費の中にお菓子代が含まれることが多く、実際に1万円以上使っているケースがある。

『お菓子とか、ジュースあまり買わないですか?』と細かく聞くこと。

自動販売機で購入したり、コンビニで買っているケースが出てくる。

○光熱費 … 手元に残るお金の **6～10%以内**

(手取り月20万円で計算すると、1.2万円から2万円以内)

○通信費 … 手元に残るお金の **5～10%以内**

(手取り月20万円で計算すると1万円から2万円以内)

支出割合を合計すると

区分	限界ライン	理想ライン
住居費	30%	25%
食費	20%	15%
光熱費	10%	6%
通信費	10%	5%
合計	70%	51%

手取り月20万円だと、19%変わると3.8万円変わってくる。

② 時期支出分類

○教育費

⇒ ・現在中学3年生や高校へ通学していて、授業料のことなど厳しい場合は、まず、通っている学校へ相談を促す。就学支援金（大阪府の場合は私立高校でも可能）や市町村の奨学金が活用できる可能性もある。奨学金等の詳細については、大阪府教育庁が公表している（毎年9月更新）『奨学金等指導資料』を参照。

③ 租税納付分類

○市税・国民健康保険等の滞納

⇒ ・すぐに担当課へ相談に行くように促す。
・税金等は自己破産しても支払義務が残ることを理解してもらう。
・返済困難者や生活困窮者において、多重債務・生活困窮になっている人は税金等も滞納している場合が多いことから、同行できる場合は同行して、払える分は払うように習慣づける。

④ 生活支出分類

○ペット代

- ⇒ ・一人暮らしをしている方や精神的な課題を抱えている方はペットを飼っていることが多い。ペットにかかる費用が家計を圧迫している場合もあるため、費用を抑えるように助言する。

⑤ 危機対策・貯蓄分類

○生命保険のポイント

<知っておくべきこと>

- ・養老保険や個人年金保険等の貯蓄性保険は、『現在よりも過去に契約したものの方が契約内容は良く』、医療保険は、『過去のものより現在のほうが契約内容も良く、値段（※）も安い』（※…低解約返戻金タイプ）

<保険の見直し基準>

- ・契約した時期が2000年以前の保険はできるだけ残す方向で検討を行う。
【理由】 予定利率（契約者に保証する運用利回り）が高いため残す方向で考えることが相談者の将来のためにプラスになる可能性がある。
- ・明らかにその保険が家計を圧迫している場合は、払い止めもしくは解約について提案をする。
（払い止めは保険から借り入れていないことが必要）
- ・保険からの借入れをすることもできるが、予定利率が高いということは借入利率も高い。

<保険を再検討する流れ>

- (1) 保険代理店や各種保険会社に資料を請求する。
（同条件で安ければ新しい保険会社へ移行する）
- (2) 現在加入している保険会社に減額を依頼する。
- (3) 現在加入している生命保険を解約する。共済等で一時的に回避する。

<助言>

- ・保険の見直しに関しては、現在加入している生命保険会社に最初には相談しない方がいい場合もある。生命保険の外交員は自分の会社の保険は知っていても他社のことはほとんど知らないことが多く、減額の道しかなくなる場合もある。減額すれば保証内容は間違いなく以前の保険より悪くなる場合があることに留意。

⑥ 遊興・嗜好品分類

○依存症に陥る可能性がある分類。

○具体的に頻度や金額等の詳細を確認する。

※明らかに状況がひどい場合専門機関等を紹介し、相談するように勧める。

⑦ 滞納分類

○面談を何回か実施した後になって、申出てくることが多い。

○最初のうちに滞納状況をしっかり確認することによって、住居を失ったり、ライフラインが止まるなどの状況を回避することができる。

⑧ 債務分類

- 毎月の借金の返済額が月収の30%を超えている場合 ⇒
- このままでは借金が重なっていくと予想される場合 ⇒

法的整理の提案

※大阪弁護士会、法テラス（大阪・堺）、大阪司法書士会などの法律相談機関へ相談。

<おまとめローンについて>

- 支払総額が増加する可能性があるので注意。
- 債務状況によるが、おまとめローンが利用できても、毎月の返済額を今までと同様もしくは多く支払わないと、おまとめローンの効果は得られにくい。
- 相談者は、借入金利を理解していない場合や単利で考えている場合があることに留意。借金は複利で回ることを助言することも、家計改善においては必要となる。

(5) 家計管理の考え方

まずは、家計を

$$\underline{\text{収入} - \text{支出}} = 0$$

の状態にすること。

0になるためには支出削減はどこでもいい。
相談者自身に考えてもらい、決断してもらう。

段階的に

$$\underline{\text{収入} - \text{支出}} = +\alpha$$

に持っていくこと。

こうなると生活は徐々に改善してくる。

【ポイント】

- 0もしくは、 $+\alpha$ に持っていくために、分類の中から何を削減し、何を省いていくのかを検討する。

7 アプローチ

① 心のゆとりを作る

心のゆとりは、生活改善、精神的負担の解消、自殺、犯罪抑止にも非常に重要なポイントになる。

面談時にじっくり話を聞くことも、心のゆとりを作る方法としては効果がある。場合によっては、お金の話をする前に抱えているものを吐き出させる。

② 努力対効果

○相談員から『電気代抑えましょう』、『たばこはやめましょう』、『お酒は控えましょう』と進言すると返って逆効果となる場合がある。

○相談者に『どこが減らせるかを1つ決めてもらう』（自身の自己決断）。

実際に実行しながら成功体験を積んでいってもらう。

【ポイント】

■最初から出来る人はまずいない。

○努力に対する『努力対効果』（月ベース・年ベースを伝える）

- ・努力量に対する効果が大きければ大きいほど人は動く。
- ・いかにメリットを見せるかが家計管理では必要になる。

8 まとめ

① 改善するためにも、『相談者自身が支出の棚卸をする』

- ・相談者自身が分かっていない以上は助言しても結局動かない。

② 家計管理するにも、『まずは相談者の背景を理解する』

- ・背景に必ず苦しくなった原因がある、そこを知らなければ改善は難しい。

③ 取得した情報を踏まえて、『収入 — 支出 = 0』に持っていくか

- ・0にするためにどのようなアプローチを行うことが効果的か考えてみる。

④ 心のゆとりを作ることで、『相談者自身の精神的安定や判断力の維持を作る』

- ・心が安定しないと家計改善も難しくなる。

⑤ モチベーション維持のためにも、『努力対効果をいかに提案できるか』

- ⑥ ・努力量に対するメリットが大きければ大きいほど人は動く。

◆トータルライフシート◆

① 家族の収入を確認しよう！

	本人	配偶者	子供①	子供②
名前				
月収	円	円	円	円
社会保険	円	円	円	円
厚生年金	円	円	円	円
雇用保険	円	円	円	円
所得税	円	円	円	円
住民税	円	円	円	円
月間可処分所得	円	円	円	円
月間の家族所得				円
年間の家族所得				円

可処分所得・・・月収から税金・社会保障の金額を引いた金額。自由になるお金のこと

◆会社等で税金等を引かれていない場合◆

	1年間で払う金額	1回あたり払う金額
国民健康保険料	円	円
住民税	円	円

② 我が家の毎月の家計を確認しよう！

項目	金額	合計	予想	実際
住居費		円	%	%
食費		円	%	%
電気料金	円	円	%	%
ガス料金	円			
水道料金	円			
通信費（夫婦）	円	円	%	%
通信費（子供）				
生命保険料		円	%	%
カード・ローン等返済		円	%	
教育費		円	%	
理容・美容費		円	%	
他（ ）		円	%	
他（ ）		円	%	
他（ ）		円	%	
他（ ）		円	%	
月間合計金額		円	%	

月間の家族所得		円
---------	--	---

|

月間の消費		円
-------	--	---

||

月間のゆとり		円
--------	--	---

家計状況

③ 我が家の資産を整理しよう！

貯蓄関係

金融機関名	科目	金額
銀行	普通 ・ 定期 ・ その他	円
銀行	普通 ・ 定期 ・ その他	円
銀行	普通 ・ 定期 ・ その他	円
銀行	普通 ・ 定期 ・ その他	円
銀行	普通 ・ 定期 ・ その他	円

科目合計

普通預金	円	その他預金	円
定期預金	円		

不動産関係

購入金額	万円		
ローン金額	万円	ローン残高	万円
ローン年数	年	ローン残年数	年

その他資産（株式・債券など）

金融機関名	内容	金額
		円
		円
		円
		円
		円

生命保険

保険会社	内容	保障額	毎月の保険料
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

④ 我が家の負債を把握・整理しよう！

ローン・借入等

借り入れ先	借入金額	利息	毎月返済額	現在の借入残高
	円	%	円	円
	円	%	円	円
	円	%	円	円
	円	%	円	円
	円	%	円	円
	円	%	円	円
	円	%	円	円
	円	%	円	円
	円	%	円	円
	円	%	円	円
	円	%	円	円

税金滞納等

固定資産税	円	住民税	円
国民健康保険料	円		

◆我が家のバランスシート◆

資産		負債	
普通預金	円	住宅ローン	円
定期預金	円	借金（金融系）	円
その他預金	円	借金（個人）	円
不動産	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円	資本	
	円		円

バランスシート

⑤ 我が家の家計計画（1M）

項目	金額	合計	予定	結果
住居費		円	%	%
食費		円	%	%
電気料金	円	円	%	%
ガス料金	円			
水道料金	円			
通信費（夫婦）	円	円	%	%
通信費（子供）				
生命保険料		円	%	%
カード・ローン等返済		円	%	
教育費		円	%	
理容・美容費		円	%	
他（ ）		円	%	
他（ ）		円	%	
他（ ）		円	%	
他（ ）		円	%	
月間合計金額		円	%	

⑥ 我が家の家計計画（2M）

項目	金額	合計	予定	結果
住居費		円	%	%
食費		円	%	%
電気料金	円	円	%	%
ガス料金	円			
水道料金	円			
通信費（夫婦）	円	円	%	%
通信費（子供）				
生命保険料		円	%	%
カード・ローン等返済		円	%	
教育費		円	%	
理容・美容費		円	%	
他（ ）		円	%	
他（ ）		円	%	
他（ ）		円	%	
他（ ）		円	%	
月間合計金額		円	%	

⑦ 我が家の家計計画 (3M)

項目	金額	合計	予定	結果
住居費		円	%	%
食費		円	%	%
電気料金	円	円	%	%
ガス料金	円			
水道料金	円			
通信費 (夫婦)	円	円	%	%
通信費 (子供)				
生命保険料		円	%	%
カード・ローン等返済		円	%	
教育費		円	%	
理容・美容費		円	%	
他 ()		円	%	
他 ()		円	%	
他 ()		円	%	
他 ()		円	%	
月間合計金額		円	%	

1 1 依存症について

1 依存症とは

何かに夢中になり、それをやめようとする不安やイライラが募り、いてもたってもいられない状態になる。これが『依存症』の典型的な症状である。依存症になるきっかけは、ささいなことから始まる。「ストレス解消のつもりで」そんな軽い気持ちで始めたことが、いつしかそれがないと落ち着かなくなり、やめると苛立ちや不安、絶望感が訪れたり、場合によっては、つらい離脱症状が現れたりすることもある。対象に支配され、自分の意志で欲求をコントロールできなくなるのが、依存症である。

2 依存症の3タイプ

- (1) 物質に対する依存（アルコール、薬物、タバコなど）
- (2) 過程・行動に対する依存（ギャンブル、買い物、摂食など）
- (3) 人間関係に対する依存（共依存、DV、虐待など）

3 依存症に関連する問題

依存症は慢性の病気で、進行に伴い生活問題が発生する。

項目	問題点	内 容
1	健康	身体疾患（肝臓病、栄養失調）。 精神疾患（うつ病、幻覚症、薬物精神病）。
2	労働・経済	遅刻・欠勤、失業、浪費、収入減少、 借金、多重債務。
3	事故・自殺	事故は高い頻度で発生、自殺未遂率、自殺率も高い。
4	非行・犯罪	刑務所入所者にアルコール・薬物問題及びギャンブル問題が見受けられる。
5	家族	不和、家庭内暴力、家出、別居、離婚、子どもの問題。

◆ギャンブル依存が原因による、本人又はその家族からの借金相談は少なくない。

【ギャンブル依存症】

ギャンブルへの欲求が強くなり、経済的、社会的、精神的な問題等が生じても、自分の意志でやめることができなくなった状態。

① ギャンブル依存症の症状

- ギャンブルを渴望する。
- ギャンブルを制御することが困難。
- ギャンブルをしないと離脱症状に見舞われる。
- 頻度が増え、掛け金が増加。
- ギャンブル以外の事柄への関心が低下。

② 原因

- ギャンブルで勝ったときのアドレナリンによる興奮状態。
- またその経験がしたくなる。

【ギャンブル依存症の診断基準（DSM5 を使用）】

※DSM…アメリカ精神医学会が作成している精神障害の統計・診断マニュアル

項目	内 容
1	ギャンブルのことばかり考えている
2	望んでいた期待感・高揚感を得るため、つぎ込むお金の額が増える
3	ギャンブルに行くのを止めようとしたり、行く回数を減らそうとすると落ち着かなくイライラする
4	現実には直面している問題について考えようとせずギャンブルをする。あるいは問題から逃げるため、問題から起きるさまざまな不快な気持ちやストレスを解消するためにギャンブルをする
5	ギャンブルで損をした後、その負けを取り戻そうと、またギャンブルをする
6	ギャンブルをやり続けるために、ギャンブルをどれくらいしているか、またギャンブルによって生じた借金を含めた諸問題を隠すために嘘をつく
7	ギャンブルをなんとか止めよう、あるいは減らそうと努力するが上手くいかない
8	ギャンブルをするお金やギャンブルで作った借金を返済するために偽造・詐欺・窃盗・横領などの犯罪をおかす
9	ギャンブルのために大切な人間関係・仕事・教育を受ける機会などを失いそうになる、あるいは失う
10	ギャンブルによって破滅的になった経済状況を借金によって一時的に対処しようとする

- ・危険な段階 … 上記基準を1～2項目満たす。
- ・問題のある段階 … 上記基準を3～4項目満たす。
- ・ギャンブル依存症 … 上記基準を5項目以上満たす。

③ 治療方法

ギャンブルは、いったん依存症のレベルに達してしまうと、回復には長い時間と地道な努力が必要になる。金銭面の破綻だけではなく、人間関係の破綻や社会性・人間性の崩壊にまでおよぶ極めて深刻な病気である。

- 他に熱中できる趣味を見つける。
- 物欲を満たす（欲しいものリストを作る）。
本来の金銭感覚で本当の買い物をして、正当な品物を手に入れる。
- 家族の協力が不可欠（「すべきこと」と「してはならないこと」を見分ける）。
- ギャンブル依存は意志や自覚の持ちようで治るという誤った考えを捨てる。

- 借金の肩代わりをしない。
- 尻拭いをしない。
- お金の無心をされても貸さない。
- ギャンブル依存についての本を読む。
- 相談できる機関に連絡を取る。
- 家族会に出かける。

4 本人や家族への支援

- (1) 依存症に関する知識と情報を提供する。
 病気としての依存症、病人としての依存症本人、依存症から家族（子どもを含む）が受けている影響、自助グループなどの知識と情報を提供する。
- (2) 対処資源と対処法を伝達する。
 巻き込まれない、コントロールしない、批判しない、非難しない、代わって後始末しない・解決しないなどを伝達し、それらの対処を実行するよう心理・社会的に支援する。
- (3) 本人を自助グループや医療・回復施設に誘導。家族や友人に自助グループを紹介する。
- (4) 本人や家族が孤独から解放され、被害者意識を乗り越えて、自尊心と自身を取り戻し、自己実現と自立に取り組むのを支援する。

【制度紹介】

○本人が浪費の習癖により借入れの歯止めが利かない場合、本人自らを借入れの自粛対象者とする『貸付自粛制度』がある。

～貸付自粛制度とは～

資金需要者ご本人が、自らに浪費の習癖があることその他の理由により、ご本人自らを自粛対象者とする旨又は親族のうち一定の範囲の者が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を日本貸金業協会に対して申告することにより、日本貸金業協会が、これに対応する情報を個人信用情報機関に登録し、一定期間、当該個人信用情報機関の会員に対して提供する制度です。登録手数料等の費用はかかりません。

[日本貸金業協会のホームページより]

日本貸金業協会 (電話 0570-051-051)

5 相談機関

【精神保健福祉センター】

○ご本人・ご家族の方からの依存症に関するご相談（電話・来所（予約制）・SNS）

■大阪府こころの健康総合センター（大阪府内（大阪市・堺市を除く）にお住まいの方）

- ・所在地 大阪市住吉区万代東3丁目1-46
- ・電話番号 06-6691-2818 【依存症相談】
06-6607-8814 【こころの電話相談】
- ・受付時間 【依存症相談】※予約制
月～金(年末年始・祝日を除く) 9時～17時45分
土(第2・第4) 9時～17時30分
【こころの電話相談】
月～金(年末年始・祝日を除く) 9時30分～17時
※大阪府内(大阪市・堺市を除く)にお住まいの方

■大阪市こころの健康センター（大阪市内に在住の方）

- ・所在地 大阪市都島区中野町5-15-21 都島センタービル3階
- ・電話番号 06-6922-3475 【依存症相談専用電話】
06-6923-0936 【こころの悩み電話相談】
- ・受付時間 【依存症相談専用電話】
月～金(年末年始・祝日を除く) 9時～17時30分
【こころの悩み電話相談】
月～金(年末年始・祝日を除く) 9時30分～17時

■堺市こころの健康センター（堺市内に在住の方）

- ・所在地 堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1 健康福祉プラザ3階
- ・電話番号 072-245-9192 【薬物・ギャンブル等依存専門相談】
072-243-5500 【こころの電話相談】
- ・受付時間 【薬物・ギャンブル等依存専門相談】
月～金(年末年始・祝日を除く) 9時～17時30分
【こころの電話相談】
月～金(年末年始・祝日を除く)
9時～12時00分、12時45分～17時

【医療機関】

■大阪精神医療センター

- ・所在地 枚方市宮之阪3-16-21
- ・電話番号 072-847-3261 (医療福祉相談室)
- ・受付時間 月～金 9時～17時30分

【府・市の保健所】

【大阪府保健所】 相談時間 月～金(年末年始・祝日を除く) 9時～17時45分

名称	電話番号	担当市町村
池田保健所	072-751-2990	池田市、箕面市、能勢町、豊能町
茨木保健所	072-624-4668	茨木市、摂津市、島本町
守口保健所	06-6993-3131	守口市、門真市
四條畷保健所	072-878-1021	大東市、四條畷市、交野市
藤井寺保健所	072-955-4181	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	0721-23-2681	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1342	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	072-422-5681	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	072-462-7701	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

東大阪市（東大阪市には3か所あります）

名称	電話番号	相談時間
東保健センター	072-982-2603	9時～17時30分
中保健センター	072-965-6411	
西保健センター	06-6788-0085	

中核市保健所

名称	電話番号	相談時間
高槻市保健所	072-661-9333	8時45分～17時15分
豊中市保健所	06-6152-7307	9時～17時15分
枚方市保健所	072-807-7623	9時～17時30分
八尾市保健所	072-994-0661	8時45分～17時15分
寝屋川市保健所 (保健所すこやか ステーション)	072-829-7771	9時～17時30分
吹田市保健所	06-6339-2225	9時～17時30分

お住まいの区保健福祉センターではご本人やご家族の方からのご相談をお受けしています。

大阪市保健福祉センター 相談時間 月～金(年末年始・祝日を除く) 9時～17時30分

名称	電話番号
北区保健福祉センター	06-6313-9968
都島区保健福祉センター	06-6882-9968
福島区保健福祉センター	06-6464-9968
此花区保健福祉センター	06-6466-9968
中央区保健福祉センター	06-6267-9968
西区保健福祉センター	06-6532-9968
港区保健福祉センター	06-6576-9968
大正区保健福祉センター	06-4394-9968
天王寺区保健福祉センター	06-6774-9968
浪速区保健福祉センター	06-6647-9968
西淀川区保健福祉センター	06-6478-9968
淀川区保健福祉センター	06-6308-9968
東淀川区保健福祉センター	06-4809-9968
東成区保健福祉センター	06-6977-9968
生野区保健福祉センター	06-6715-9968
旭区保健福祉センター	06-6957-9968
城東区保健福祉センター	06-6930-9968
鶴見区保健福祉センター	06-6915-9968
阿倍野区保健福祉センター	06-6622-9968
住之江区保健福祉センター	06-6682-9968
住吉区保健福祉センター	06-6694-9968
東住吉区保健福祉センター	06-4399-9968
平野区保健福祉センター	06-4302-9968
西成区保健福祉センター	06-6659-9968

堺市保健センター 相談時間 月～金(年末年始・祝日を除く) 9時～17時30分

名 称	電話番号
堺保健センター	072-238-0123
中保健センター	072-270-8100
東保健センター	072-287-8120
西保健センター	072-271-2012
南保健センター	072-293-1222
北保健センター	072-258-6600
美原保健センター	072-362-8681

12 用語・法令・関係機関の索引

■用語

○任意整理	P 8、P 14
○特定調停	P 8、P 18
○民事再生	P 9、P 21
○自己破産	P 9、P 28
○債務名義	P 10
○強制執行	P 10
○支払督促	P 11
○民事訴訟	P 12
○少額訴訟	P 12
○過払金	P 15
○引き直し計算	P 16
○管財事件	P 29
○同時廃止事件	P 29
○時効	P 34
○時効の援用	P 34
○時効の完成猶予と更新	P 35
○相続	P 41
○ヤミ金融	P 44
○依存症	P 68
○貸付自粛制度	P 70

■法令

○貸金業法(第3条、第11条、第47条)	P 44、45
○出資法(第5条)	P 45

■関係機関

○(株)日本信用情報機構(JICC)	P 3
○(株)シー・アイ・シー(CIC)	P 3
○全国銀行個人信用情報センター	P 3
○法テラス(日本司法支援センター)	P 5
○大阪弁護士会総合法律相談センター	P 5
○大阪司法書士会	P 5
○公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 大阪センター	P 6
○大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」	P 5
○近畿財務局	P 6
○大阪弁護士会/遺言相続センター	P 43
○日本貸金業協会	P 70
○大阪府こころの健康総合センター	P 71
○大阪市こころの健康センター	P 71
○堺市こころの健康センター	P 71
○大阪精神医療センター	P 71

【参考文献】

- 中野貞一郎著『民事執行・保全法入門』有斐閣 2010 年
- 藤田広美著『民事執行・保全』羽鳥書店 2010 年
- 道垣内弘人著『民法入門』日本経済新聞出版社 2014 年
- 中野貞一郎著『民事裁判入門第3版補訂版』有斐閣 2014 年
- 全国倒産処理弁護士ネットワーク編『個人再生の実務Q&A100問』一般社団法人金融財政事情研究会 2010 年
- 名古屋消費者問題研究会編『新版消費者契約法の実務マニュアル』新日本法規 2008 年
- 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会編『個人の破産・再生手続』一般社団法人金融財政事情研究会 2011 年
- 大垣尚司著『金融から学ぶ民法入門』勁草書房 2012 年
- 濱本茂 あおぞら債権回収株式会社共著『債権回収の技術第3版』一般社団法人金融財政事情研究会 2011 年
- 旗田庸著『債権回収第2版』一般社団法人金融財政事情研究会 2015 年
- 石原豊照、石原輝、平井二郎著『訴訟は本人で出来る』自由国民社 2010 年
- 阪岡誠監修『精選貸金業用語集』銀行研修社 2009 年
- 伊藤真監修 伊藤塾著『民法』弘文堂 2011 年
- 池田真郎著 『民法はおもしろい』講談社現代新書 2012 年
- 尾崎哲夫著 『はじめての民事訴訟法第6版』 自由国民社 2012 年